

「接続料の算定等に関する研究会 第八次報告書（案）」
に対する意見及びその考え方

〔 意見募集期間：令和6年6月29日（土）～同年7月29日（月）
案件番号：145210322 〕

意見提出者一覧

意見提出者 15件（法人：14件、個人：1件）

（提出順、敬称略）

受付.	意見提出者
1	個人A
2	株式会社ハイスタンダード
3	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
4	中部テレコミュニケーション株式会社
5	ソフトバンク株式会社
6	一般社団法人テレコムサービス協会
7	株式会社アイ・ピー・エス・プロ
8	楽天モバイル株式会社
9	西日本電信電話株式会社
10	株式会社オプテージ
11	東日本電信電話株式会社
12	株式会社NTTドコモ
13	Coltテクノロジーサービス株式会社
14	KDDI株式会社
15	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

■接続料の算定等に関する研究会 第八次報告書（案）※提出意見については、各意見の上段に意見の概要を記載している。

・第1章 「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処

意見	考え方	修正の有無
全般		
意見1 ● 禁止されるべきトラヒック・ポンピング及び着信インセンティブ契約が明確に定義されたことは評価。今後は、この内容を遵守し、発信・着信事業者とも異議なく日本の通信業界の発展に相互に協力していくことを希望。 ○ 今回禁止されるべきトラフィックポンピングと着信インセンティブが明確に定義されたことは評価できると思います。よってこの内容をガイドラインとして遵守したうえで発信、着信事業者とも今後は異議なく日本の通信業界の発展に相互に協力していくことを希望します。 【株式会社アイ・ピー・エス・プロ】	考え方1 ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。	無
意見2 ● トラヒック・ポンピングを抑制するためには、「かけ放題サービス」の提供側における対策も必要だが、その点が触れられていないことに違和感を感じる。 ○ 「かけ放題サービス」は利用者にとって便利なサービスである一方で、トラヒックポンピングを誘発する原因ともなっている認識です。 ○ 「かけ放題サービス」そのものにも改善策を講じる必要があると考えますが、本議論ではその点が全く触れられていないことに疑問を感じます。 ○ サービス自体に悪用性や社会的な問題が発生する可能性がある場合、まずはサービス提供側がそのサービスに規制を設けるのが通常であるかと思います。 ○ トラフィックポンピングを抑制するために、発信側と着信側の双方が協力して対策を講じることが必要ですが、提供者側の規制、規約がガイドラインに記載がない事に違和感を感じます。 【株式会社ハイスタンダード】	考え方2 ○ かけ放題サービスは、利用者利便の向上に大きく資するサービスであり、当該サービスを利用して意図的に接続料収入を得ようとするトラヒック・ポンピングについては、速やかな解決を要する問題であると考えます。 ○ ガイドライン案においても、トラヒック・ポンピングについて、着信側事業者が発信側事業者からの求めがあった場合に必要な情報を提供することを記載しており、双方が協力して対策を講じることが必要と考えます。	無
意見3 ● トラヒック・ポンピングの防止のためには、発側事業者における通話定額制サービスのトラヒックの適正性の確認及び当該サービスの利用顧客に対する十分なKYCの実施等も併せて検討されるべき。また、同一電話機から同一番号への発信を制限するなどの規制も併せて検討されるべき。 ○ 当社は、トラヒック・ポンピングは社会的に許容される行為ではなく、禁止されるべきものであると考えているが、トラヒック・ポンピングは、着信手数料契約のみならず、発信事業者側の通話定額制サービスの存在等も含む、複合的な要因の下で発生する事象である。 ○ 従って、トラヒック・ポンピング防止のためには、発側事業者における通話定額制サービスのトラヒックの適正性の確認（トラヒックのモニタリングや必要なユーザー管理措置を含む）及び当該サービスの利用顧客に対する十分なKYCの実施等も併せて検討されるべきである。また、同一電話機から同一番号への発信を数分間に一回に制限するなどの規制も併せて検討されるべきである。 ○ また、通信業界全体の将来的な対応として、疑いのある事例の監視、対処及び報告の制度の導入、通信事業者と	考え方3 ○ トラヒック・ポンピングに関するご意見に対する考え方については考え方2のとおりです。 ○ 通信業界全体の将来的な対応に関する御意見については、参考として承ります。	無

<p>リセラーとの間でのレベニュー・シェアリングの規制、顧客との契約に適用する公正利用ポリシーの採用など、様々な方法が挙げられるところであり、ヨーロッパ市場においては、既に20年以上にわたり、Fair Usage Policyが、市場内の事業者を対象に厳格に施行されていることを付言する。</p>	<p>【C o l テクノロジーサービス株式会社】</p>	
<p>2. トラヒック・ポンピングに関する調査</p>		
<p>意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係事業者に対するトラヒック・ポンピングに関する調査、ヒアリング等が行われ、調査結果が公表されたことは大変有意義であった。 ● こうした調査、公表といった取組を必要に応じて又は定期的に継続することを希望。 	<p>考え方4</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本研究会第7次報告書のフォローアップにより、関係事業者に対するトラヒック・ポンピングに関する調査、一部事業者への個別ヒアリング等が行われ、調査結果が公表されたことは大変有意義であったと考えます。 ○ 通信事業者同士の協議では、料金設定権を有する事業者が相互接続の相手事業者のトラヒック・ポンピングへの関与を客観的に証明することは困難です。 ○ 今回の調査を通じ、一部の事業者が着信インセンティブ契約を締結していたこと、また調査時点での契約を継続している事業者が存在することが明らかとなりました。こうした調査、公表といった一連の取組みを、必要に応じて、もしくは定期的に継続することが、公共の利益を著しく阻害するおそれがあるトラヒック・ポンピングに対し、一層の抑止効果に繋がるものと考えられることから、今後も本取組みを継続することを希望します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 総務省においては、トラヒック・ポンピングの状況について定期的に注視していくことが適当と考えますが、その具体的な手法については総務省において今後検討を深めていくことが適当と考えます。 	無
<p>【KDDI株式会社】</p>		
<p>4. 考え方</p>		
<p>意見5</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案の内容に賛成。 ● 総務省においてトラヒック・ポンピングの動向を注視の上、過度な事象が散見される場合は本報告書及びガイドラインに基づく必要な措置を講じることを要望。 	<p>考え方5</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第八次報告書（案）及びトラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）（以下、「ガイドライン（案）」といいます。）の内容に賛成します。 ○ 着信インセンティブ契約が悪用され、過去に組織犯罪法違反の疑いで逮捕者が出ていることを踏まえて、総務省において、トラヒック・ポンピングの動向を注視の上、過度な事象が散見される場合は本報告書及びガイドラインに基づく必要な措置を講じていただくことを要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 総務省においては、トラヒック・ポンピングの状況について定期的に注視していくことが適当と考えますが、その具体的な手法については総務省において今後検討を深めていくことが適当と考えます。 	無
<p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 着信インセンティブ契約の接続ルール上の関係を整理し、ガイドラインを制定することに賛同。 ● 「着信インセンティブ契約の締結状況や事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じて当該ガイドライン等の見直しや所要の行政上の対応を行っていく」という方向性についても賛同。 ● 今回の整理等も踏まえ、引き続き事業者間協議にてトラヒック・ポンピング抑止に向けた対応を進めていく所存。 ● 総務省においては、「かけ放題サービス」を利用したケースに限らずトラヒック・ポンピングの状況を注視すると共に、電気通信事業者側でその疑いを検知した際には、引き続き相談させていただきたい。 	<p>考え方6</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 着信インセンティブ契約の接続ルール上の関係を明確に整理するとともに、トラヒック・ポンピングを抑止すべ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見と 	無

<p>くガイドラインを制定することにつき賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、上記に留まらず、今後も見据え「着信インセンティブ契約の締結状況や事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じて当該ガイドライン等の見直しや所要の行政上の対応を行っていく」という方向性についても賛同します。 ○ 今回の整理等も踏まえ、引き続き事業者間協議にてトラヒック・ポンピング抑止に向けた対応を進めていく所存です。 ○ 今後も総務省殿においては、携帯電話事業者が提供する「かけ放題サービス」を利用したケースに限らずトラヒック・ポンピングの状況を注視いただくとともに、電気通信事業者側でその疑いを検知した際には、引き続き相談させていただきたく考えます。 	<p>して承ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省においては、トラヒック・ポンピングの状況について定期的に注視していくことが適当と考えますが、その具体的な手法については総務省において今後検討を深めていくことが適当と考えます。 	
<p>意見 7</p> <ul style="list-style-type: none"> ● トラヒック・ポンピングに対する考え方方が明確に示され、トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）が作成されたこと及び同ガイドライン案において、不適切な着信インセンティブ契約は業務改善命令の要件に該当し得るものとし、トラヒック・ポンピングを禁じることを明示したことに賛同。 ● 公共の利益を著しく阻害するおそれがあるトラヒック・ポンピングは断じて許されるものではないと考える。 	<p>考え方 7</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記（事務局注¹）調査結果および本研究会における非公開形式での議論を踏まえ、「トラヒック・ポンピング」に対する考え方方が明確に示され、「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）」（以下、「本ガイドライン案」という）が策定されたこと、また本ガイドライン案では、不適切な着信インセンティブ契約は業務改善命令の要件に該当し得るものとし、トラヒック・ポンピングを禁じることを明示した左記（事務局注²）の内容に賛同します。 ○ 公共の利益を著しく阻害するおそれがあるトラヒック・ポンピング行為は、断じて許されるものではないと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 	無
<p>(事務局注1：KDDI株式会社意見4)</p> <p>(事務局注2：4. 考え方（前略）トラヒック・ポンピングは、トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させるものであり、他の事業者の業務への影響のほか、ネットワークの輻輳や利用者料金の不適正な設定等を発生しかねず、電気通信の健全な発達や利用者の利益の保護などの公共の利益を著しく阻害するおそれがある。</p> <p>したがって、このような行為を抑止するとともに、このような行為が発生した場合の迅速な解決を図るため、総務省は、以上の整理についてガイドライン等において示すことが適当である。）</p>	<p>【KDDI株式会社】</p>	
<p>意見 8</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相互接続協定に着信インセンティブ契約を禁ずる旨の記述が無かったとしても、料金設定権を有する事業者の同意を得ずに着信インセンティブ契約を締結することは相互接続協定に反するものと考える。 	<p>考え方 8</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記（事務局注）に記載のとおり、本調査を通じ、初めて、着信インセンティブ契約の存在が公式に明らかになりました。ある事業者が料金設定権を有する事業者の同意を得ずに着信インセンティブ契約を締結していた場合、相互接続協定に着信インセンティブ契約を禁ずる旨の記述が無かったとしても、事前の同意を得ていないことから相互接続協定に反するものと考えます。 <p>(事務局注：KDDI株式会社意見7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案のとおり、料金設定権を有する事業者の同意を得ずに、着信インセンティブ契約を締結することは、料金設定に実質上関与し、接続協定に反することとなるため、他の事業者の業務の適正な実施に支障を生じるおそれがあると 	無

	【KDDI株式会社】	考えます。	
意見9 ● 他社料金設定トラヒック・インセンティブ契約の有無及びその内容を明らかにすることを求められた事業者が、仮に開示を拒む、開示内容が不十分、虚偽的回答を行うといった場合は、業務改善命令の対象となる可能性があると考える。		考え方9	
○ 料金を設定する事業者が他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約の有無及びその内容を明らかにすることを求めた際、求められた事業者はこれに応じる必要があり、仮に、開示を拒む、開示内容が不十分、虚偽的回答を行うといった場合は業務改善命令の対象となる可能性があると考えます。 【KDDI株式会社】	○ 本報告書案のとおり、料金設定に当たっては、需要の的確な把握が不可欠であるが、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結した事業者が、料金を定める事業者の求めに応じず、そのような契約の有無及びその内容を明らかにしない場合、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結した事業者は、業務改善命令の対象となる可能性があると考えます。	無	
意見10 ● 着信側事業者の接続料がベンチマークではない場合でも、その接続料に販売促進費用（他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約におけるインセンティブの原資を含む。）を含むべきではないと考える。		考え方10	
○ 左記（事務局注）のとおり、接続料における「適正な原価」に着信インセンティブの原資を含めるべきではありません。 ○ また、この趣旨を踏まえると、着信側事業者の接続料がベンチマークではない場合であっても、その接続料に販売促進費用（他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約におけるインセンティブの原資を含む。）を含むべきではないと考えます。 (事務局注：4. 考え方（前略）一般には「適正な原価」に販売促進費用（他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約におけるインセンティブの原資を含む。）が含まれると考えることは難しい。協議の慣行としてのベンチマークの採用は否定しないものの、その趣旨は「事業者間でネットワーク使用の精算として行われる接続料の支払いは、ネットワークの効率的な構築・利用を促すためにも、実際にかかった費用を超えるものではなく、効率性を踏まえた金額により行われることが望ましい」との考え方方に立つものであり、実際のコストを上回る金額をベンチマークとすることを懲戒するものではなく、実際のコストとベンチマークの差額をインセンティブとすることを認めるものでもないと考えられる。) 【KDDI株式会社】	○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。	無	
意見11 ● 着信側事業者が他社料金設定トラヒック・インセンティブ契約の存在を認めない場合は、本報告書案のとおり接続拒否を可能とすべきと考える。		考え方11	
○ 着信側事業者が他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約の存在を認めない場合は、上記（事務局注1）で述べたとおり業務改善命令の可能性があると考えますが、それに加えて、左記（事務局注2）に述べられたとおり、接続拒否を可能とすべきと考えます。 (事務局注1：KDDI株式会社意見9)	○ 本報告書案のとおり、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約の存在が明らかにされない場合や、明らかであっても相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できない場合（損失	無	

(事務局注2：4. 考え方 一方、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約の存在が明らかにされない場合や、明らかであっても相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できない場合（損失の規模が経営に著しい支障を与えるとまでは言えない場合等）には、ただちに接続拒否を行うことはできないところ、接続応諾義務を規定した趣旨や、国際協定において技術的に可能な場合には原則接続すべきことが定められていることとの整合性等を勘案した上で、技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じない場合については、接続拒否ができるようにすべきであると考えられる。)

【KDDI株式会社】

の規模が経営に著しい支障を与えるとまでは言えない場合等）には、直ちに接続拒否を行うことはできないところ、接続応諾義務を規定した趣旨や、国際協定において技術的に可能な場合には原則接続すべきことが定められていることとの整合性等を勘案した上で、技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じない場合については、接続拒否ができるようにすべきであると考えます。

意見12

- 着信インセンティブ契約に関連して大量のトラヒックが発生していた場合、当該トラヒックは本来存在しないはずのトラヒックであり、利用者料金を設定する事業者が不当に多額の接続料の支払いを要したと考えられる。トラヒック・ポンピングと着信インセンティブ契約は容認されるべきではないと考えます。
- 第1章の表題（「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処）が示すとおり、トラヒック・ポンピングとそれを目的とする着信インセンティブ契約は厳しく抑止すべきと考えます。
- 着信インセンティブ契約に関連して大量のトラヒックが発生していた場合、当該トラヒックは本来存在しないはずだったトラヒックであって通常の音声利用と見なすことは困難であることから、利用者料金を設定する事業者が不当に多額の接続料の支払いを要したと考えられます。
- 本報告書の趣旨を踏まえると、トラヒック・ポンピングと着信インセンティブ契約は容認されるべきではないと考えます。

【KDDI株式会社】

考え方12

- 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。
- なお、本報告書の趣旨を踏まえ、総務省では、トラヒック・ポンピングを発生させるおそれのある着信インセンティブ契約について、例えば「接続協定において料金を定めることとされている電気通信事業者の合意のない他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約」や「接続する他の電気通信事業者の契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高い着信インセンティブ契約」を業務改善命令の要件に該当し得るとしてガイドライン案を作成したところです。

無

意見13

- 本報告書案において、着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の考え方方が明確化されたことに賛同するとともに、大変感謝。
- 今回の整理に基づき、発信側事業者から総務省に対して、トラヒック・ポンピングの疑いがある事業者に関する情報提供が行われたときは、総務省において必要な措置を講じることが望ましい。
- 発信側事業者が着信側事業者に対して着信インセンティブ契約の有無等を確認したときは、当事者間で守秘義務を課す等の措置を講じた上で、着信側事業者は着信インセンティブ契約に係る情報を一定程度開示し説明する等、事業者間協議を促進することが望ましい。着信側事業者が着信インセンティブ契約の存在を認めないとときは、トラヒック・ポンピングの疑いがある状況を例示しつつ、発信側事業者からの求めに応じて、着信側事業者がトラヒックの変動等に係る情報を一定程度開示し説明する等、事業者間協議を行うこと

考え方13

<p>が望ましい。総務省のガイドラインにおいて、トラヒック・ポンピングの疑いがある状況を参考として例示することを要望。</p> <ul style="list-style-type: none"> 接続拒否を実施する場合は、これによる利用者の利益への影響を鑑みて慎重に対応する必要があると考えており、利用者への事前説明等の対応等に相当な期間を要するものと考える。したがって、例えば、接続拒否事由が解消されるまでの間に限り、当社が接続事業者に支払うべき接続料金の支払いを留保すること等の追加的な措置が必要と考えており、当社は、当社接続約款を改正し接続料金支払いの留保に係る規定を整備することで、接続拒否を実施する前に事業者間協議による解決を図っていく考え。 着信インセンティブ契約を締結せず、自らがトラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させるような行為は、今回明確化されたトラヒック・ポンピングの定義にはあてはまらないものの、不適切な行為であると考えており、制度施行後の状況を踏まえ、改めて本研究会において追加的な措置の検討等を行うことを要望。 	
<ul style="list-style-type: none"> 当社は、トラヒック・ポンピングは早期に解決が必要な政策課題であると考えており、本報告書（案）において、「他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結した事業者は、業務改善命令の対象となる可能性があると考えられる」という着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の考え方方が明確化されたことは、トラヒック・ポンピングの撲滅に繋がるものとして賛同するとともに、大変感謝申し上げます。 この点、事業者間協議での解決を促進し、制度の実効性を高める観点から、以下のとおり意見を提出します。 <p><(1)法の理解・遵守の徹底について></p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の整理に基づき、法の厳正な執行の観点から、発信側事業者より当該行為の疑いがある事業者に関する情報提供が総務省に対し行われたときは、総務省において対象事業者に事実確認を行い、必要な措置を講じることが望ましいと考えます。 <p><(2)事業者間協議における情報開示について></p> <ul style="list-style-type: none"> 発信側事業者は、本報告書（案）に基づき、着信側事業者にトラヒック・ポンピングの疑いがある場合、当該事業者に対して、まずは着信インセンティブ契約の有無等を確認することとなります。その際、着信側事業者は当事者間で守秘義務を課す等の措置を講じた上で、着信インセンティブ契約に係る情報を一定程度開示しつつ説明する等、事業者間協議を促進することが望ましいと考えます。 しかし、着信側事業者が着信インセンティブ契約の存在を認めないとときは、事業者間協議における対応が困難になると想定しております。この点、トラヒック・ポンピングの疑いがある状況を例示（※）しつつ、発信側事業者からの求めに応じて、着信側事業者がトラヒックの変動等に係る情報を一定程度開示しつつ説明する等、事業者間協議を行うことが望ましいと考えます。 （※）例えば、当社と着信インセンティブ契約の存在を認めている着信側事業者との間の音声相互接続通信においては、発着信通話時間比率や平均保留時間が、他の着信側事業者との間のものと比較して著しく乖離しているという特徴があります。（表1参照） 事業者間協議によりトラヒック・ポンピングの解決を図るため、トラヒック・ポンピングの疑いがある状況の例示について、「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）」（令和6年6月公表）や「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（平成24年7月公表）において参考として記載することを要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 総務省においては、トラヒック・ポンピングの状況について定期的に注視していくことが適当と考えますが、その具体的な手法については総務省において今後検討を深めていくことが適当と考えます。 総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じてガイドライン等の見直しや所要の行政上の対応を行っていくことが適当と考えます。

- 着信側事業者によって当社に対するトラヒック・ポンピングが最も盛んに行われていたと疑われる2022年度月別における当社と各着信側事業者との最大の発着信通話時間比率（当社発/当社着）及び平均保留時間（当社発通話時間/通話回数）は以下のとおりです。

【表1】 赤枠内は総務省・構成員限り

区分	事業者 ()内は2022年度末時点の事業者名	発着信通話時間比率	平均保留時間(秒)

- 当社と接続をしている事業者うち約7割の事業者において、凡そ発着信通話時間比率が4倍未満に収まっています。平均保留時間の平均は約160秒となっております。
- 当該値を上回る事業者（表中網掛）について、当社はトラヒック・ポンピングの疑いがあると考えております。

す。網掛において、青色で網掛しているのは着信インセンティブ契約の存在を事業者間協議において認めている事業者、緑色で網掛しているのは当該契約の存在を事業者間協議において認めていない事業者となります。網掛している事業者における発着信通話時間比率は、約8倍～約1,400倍、平均保留時間は約600秒～約2,600秒となっており、その他事業者とは著しく乖離しております。

<(3) 接続拒否事由が解消されるまでの間の対処について>

- 当社は、今後、料金設定権を有する当社の同意なく着信インセンティブ契約を締結する事業者に対し、技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じない場合、当該事業者との接続を拒否することを考えております。その際、接続の停止を含む接続拒否により、利用者が不利益を被る可能性があるため、その影響を鑑みて慎重に対応する必要があると考えています。この点、利用者への事前説明等の対応等が発生するため、接続拒否を実施する場合は相当な期間を要するものと考えます。
- したがって、例えば、接続拒否事由が解消されるまでの間に限り、当該接続により当社が当該事業者に対し支払いを要する接続料金の支払いを留保すること等の追加的な措置が必要と考えております。当社は、当社接続約款を改正し接続料金支払いの留保に係る規定を整備することで、接続拒否を実施する前に事業者間協議による解決を図っていく考えです。

<(4) 着信側事業者自らが行うトラヒック・ポンピングについて>

- 着信インセンティブ契約の存在を認めていない着信側事業者との間の音声相互接続通信における発着信通話時間比率等は、他の着信側事業者と比較して著しく乖離している場合があります。
- 当該着信側事業者は、着信インセンティブ契約を締結せず、自らがトラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させている疑いがあります。このような行為は、今回明確化されたトラヒック・ポンピングの定義にはあてはまらないものの、不適切な行為であると考えており、制度施行後の状況を踏まえ、改めて本研究会において追加的な措置の検討等を行うことを要望します。

【株式会社NTTドコモ】

意見14

- 本研究会では、トラヒック・ポンピングの解決策は、着信インセンティブ契約の解除しかないと判断したものと理解。
- 当社は、事務局からのヒアリングの際に、発信事業者と着信事業者が協力して事象の解消に取り組むことを提案したが、この点の記載が見られないことは発信事業者の主張のみを一方的に取り入れたということであり、大変不公平な考え方であり問題。
- なお、ガイドラインについては基本的に賛同。

- 調査と議論の結果を踏まえての「考え方」と思慮いたしますが、接続料の算定等に関する研究会においては、トラヒックポンピングの解決策は、着信インセンティブ契約の解除しかないと判断したものと理解しました。
- 当社は事務局よりヒアリングを受けた際には発信事業者と着信事業者が協力して事象の解消に取り組むという提案をしたにもかかわらず、本考え方について一切の表記が見られないことは発信事業者の主張のみを一方的に取り入れたということであります。
- なお、ガイドラインについては基本的に賛同いたします。

考え方14

- トラヒック・ポンピングに関する御意見に対する考え方については考え方2のとおりです。

無

【株式会社アイ・ピー・エス・プロ】

<p>意見15</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総務省においては、①「かけ放題サービス」は利用者利便の向上に寄与しているのか、②現在の通話料金は適正なのかといった携帯電話通話料の状況についても注視していただきたい。 <p>○ 既に取り組んでいただいている状況ではありますが、総務省においては、携帯電話通話料の状況についても注視していただきたい。 特に ①「かけ放題サービス」は利用者利便の向上に寄与しているのか ②現在の通話料金は適正なのか</p>	<p>考え方15</p>	
<p>意見16</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案等において、業務改善命令の対象となり得る事例が挙げられているが、これらの情報のみでは何をもって業務改善命令の対象とするのかその判断基準等を推量することは容易ではないため、これを明確化していただきたい。 <p>○ 本報告書（案）において「他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結した事業者が、料金を定める事業者の求めに応じず、そのような契約の有無及びその内容を明らかにしない場合」(P13)には、当該事業者は「業務改善命令の対象となる可能性があると考えられる」(同)とされるとともに、その要件に該当し得る事例として、本ガイドライン（案）において、「接続協定において料金を定めることとされている電気通信事業者の合意のない他社料金設定トラヒック・インセンティブ契約」及び「接続する他の電気通信事業者の契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高い着信インセンティブ契約」が挙げられています。</p> <p>○ しかし、これらの情報のみでは何をもって業務改善命令の対象とするのかその判断基準等を推量するのは容易ではないため、これを明確化して頂きますようお願い致します。</p>	<p>考え方16</p>	
<p style="text-align: right;">【株式会社 アイ・ピー・エス・プロ】</p>	<p>○ ガイドライン案における「接続協定において料金を定めることとされている電気通信事業者の合意のない他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約」について、 ・料金設定に当たって需要の的確な把握が不可欠であるが、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結した電気通信事業者が、料金を定める電気通信事業者の求めに応じず、そのような契約の有無及びその内容を明らかにしない場合 他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結した電気通信事業者は、電気通信事業法第29条第1項第10号の要件に該当し、同号の業務改善命令の対象となる可能性があると考えられます。</p> <p>○ また、「接続する他の電気通信事業者の契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高い着信インセンティブ契約」は、 ・着信インセンティブ契約が電気通信役務の利用者が契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高いものである場合、着信側事業者がその旨を認識しつつ当該行為を防ぐための必要</p>	<p>無</p>

- な措置を講じないこと
- ・発信側事業者が自己の電気通信役務の利用者による当該行為を防止するために着信側事業者が締結している着信インセンティブ契約の是正を図ることが必要だと考える合理的な理由がある場合、当該発信側事業者が当該着信側事業者に対して着信インセンティブ契約の是正を要請したにも関わらず、当該着信側事業者が当該要請に真摯に応じないこと
 - ・他の電気通信事業者の利用者に当該電気通信事業者の契約約款に違反する行為をその旨認識しつつ行わせることによって、接続料収入を増加させようとしてすること
- といったことが、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられ、上記の行為が継続的に行われた場合、電気通信事業法第29条第1項第12号の要件に該当し、同項に基づく業務改善命令の対象になる可能性があると考えられます。

・第2章 モバイル接続料のさらなる適正化の推進

意見	考え方	修正の有無
2. モバイル接続料の費用配賦		
意見 17 <ul style="list-style-type: none"> ● 費用配賦見直しの適用時期及び激変緩和措置について原則2の考え方賛同。 ● 2026年度予測接続料の妥当性を判断するために、見直しを適用した場合の2024年度及び2025年度の予測接続料の水準についても公表することを要望。 ● 2024年12月に届出される2023年度精算接続料について、参考値を精算接続料と見なすことが適当とされているが、参考値の妥当性について総務省において確認するとともに、透明性を確保する観点から、見直し後の接続会計に基づき算定した場合の水準についても公表することを要望。 ● 2025年2月に届出される2025年度予測接続料、2025年12月に届出される2024年度精算接続料及び2026年12月に届出される2025年度精算接続料について、見直し後の接続会計に基づく接続料が上限を超える場合、透明性を確保する観点から、見直し後の接続会計に基づき算定した場合の水準について公表することを要望。 <ul style="list-style-type: none"> ○ MVNOの予見性を確保する観点及びデータ接続料の増加がMVNOの経営に重大な影響を与えることを鑑みれば、(原則2)の考え方賛同いたします。 ○ また、接続料の妥当性及び透明性を確保する観点から以下3点について要望いたします。 <ul style="list-style-type: none"> ・2026年度の見直し後の予測接続料については、2026年度の単年のみの公表では、妥当性を判断することは困難であり、2024年度及び2025年度接続料からの連続性を確認することが重要であると考えることから、2024年度及び2025年度の見直し後の予測接続料水準についても公表いただくことを要望いたします。 ・2023年度精算接続料(2024年12月届出)については、見直し前の接続会計に基づく参考値を精算接続料とみなして精算することが適当となっておりますが、参考値の妥当性については総務省殿にて確認頂くと共に、透明性を確保する観点からは見直し後の2023年度精算接続料についても公表いただくことを要望いたします。 ・2025年度の予測接続料(2025年2月届出)、2024年度の精算接続料(2025年12月届出)及び2025年度の精算接続料(2026年12月届出)については、見直し後に算定した接続料が既に届出されている予測接続料(上限)を超える場合においては、透明性を確保する観点から適用される接続料の公表だけではなく、見直し後で算定した接続料についても公表いただくことを要望いたします。 	考え方 17 <ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 令和5年度に届出された令和6年度及び令和7年度の予測接続料については、費用配賦見直し後の令和4年度接続会計が存在しないことから、令和8年度の予測接続料の妥当性の検証に資する見直し後接続料水準を算定することは困難と考えます。 令和8年度の予測接続料の妥当性については、令和5年度の接続会計における見直し結果及び当該接続会計に基づき算定し令和6年度に届出される予測接続料を検証することが適当と考えます。 ○ 令和6年度以降に届出される精算接続料及び予測接続料を見込値及び上限により算定する場合の見直し後の接続会計に基づき算定される接続料水準については、接続料の妥当性及び透明性を確保する観点から、MVNOから要望があった場合には、MNOにおいて情報開示を行うことが適当と考えます。 	無
意見 18 <ul style="list-style-type: none"> ● 令和7年度届出音声接続料について、二種指定事業者間で接続料水準の格差が拡大することが想定される。 	考え方 18	

<ul style="list-style-type: none"> ● 費用配賦基準を統一したにもかかわらず音声接続料水準が極端に高いことが見込まれる事業者に対しては、重点的に、接続会計が省令・ガイドラインを遵守しているか、音声接続料が適正に算定されているか等について検証が必要と考える。 ● 大幅な接続料水準の格差が生じる場合、音声接続料については、自網のコスト削減に努めた事業者ほど料金競争において不利益を被り、ひいては、利用者利便を減退させることにつながることから、公正な競争環境を著しく阻害することになると考える。 ● 公正競争上の観点から、非効率な網コストを他事業者が負担することが適切かどうか、二種指定事業者間における音声接続料の在り方について、制度的な議論が必要と考える。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ モバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおける配賦見直し後の音声接続料の試算結果を踏まえると、激変緩和措置の適用がなくなる令和7年度接続料以降、二種指定事業者間における音声接続料の水準格差が配賦見直し前よりも大きく拡大することが想定されます。 ○ 二種指定事業者間で固定資産及び主要な営業費用の配賦方法の基準を統一したにもかかわらず、音声接続料の大幅な水準格差が生じる要因について、水準が極端に高いことが見込まれる二種指定事業者に対しては、重点的に、接続会計の作成にあたって省令・ガイドラインを遵守した対応となっているか、音声接続料が適正に算定されているか等について検証が必要と考えます。 ○ また、検証してもなお、大幅な接続料水準の格差が生じる場合、音声接続料については、事業者間で相互に請求・支払い合う関係上、自社の不断の経営努力によりネットワークの効率化に努め、自網のコストを削減した事業者ほど、相対的に、他事業者の非効率な網コストを起因とした接続料負担が大きくなり、接続料収支が大幅に赤字となる構造上の問題が生じます。 ○ このことは、事業者のコスト削減インセンティブを削ぐばかりでなく、コスト削減した事業者ほど料金競争において不利益を被り、ひいては、利用者利便を減退させることにつながることから、公正な競争環境を著しく阻害することになると考えます。 ○ そのため、公正競争上の観点から、こうした非効率な網コストを他事業者が負担することが適切なのかどうか、二種指定事業者間における音声接続料の在り方について、制度的な議論が必要と考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案のとおり、MNO3社から令和5年度接続会計報告書等が提出された後速やかに、費用配賦見直しが接続会計に適切に反映されているか一定程度の検証を行うことが適当と考えます。また、検証の結果、接続会計に修正すべき点があった場合には、適切な修正を行った接続会計に基づき令和6年度届出接続料を算定することが適当であり、当該届出接続料が適切に算定されているかについても検証を行うことが適当と考えます。 ○ 二種指定事業者間における音声接続料の在り方に関する御意見については、参考として承ります。 	無

3. 現在の接続料算定における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱い		
意見 19	考え方 19	
<ul style="list-style-type: none"> ● 4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定（以下「一体算定」という。）を共通的な考え方とすることに賛同。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）は、利用者から見たサービスの連続性があることから、当社は、4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）を一体とした算定を共通的な考え方とすることに賛同いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 	無
意見 20	考え方 20	
<ul style="list-style-type: none"> ● 接続料の大幅な上昇等の特段の問題が生じない見込みである場合には一体算定を共通的な考え方とする方向で検討することは合理的であり、令和8年度接続料から一体算定とする方向で検討することは適切。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料算定における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱いについて、接続料水準の大幅な上昇等の特段の問題が生じない見込みである場合には、5G（SA方式）を4G・5G（NSA方式）と一体化させた算定を共通的な考え方とする方向で検討することは合理的であり、また、令和8年度接続料からこれらを一体とした算定とす 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 	無

る方向で検討することについても適切であると考えます。 【楽天モバイル株式会社】	
意見 21 <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に示された考え方方に賛同。 ● 接続料水準はMVNOの経営に大きな影響を及ぼす可能性があるため、一体算定する場合と4G・5G（NSA方式）のみの接続料を算定する場合の影響や課題等について慎重に検証し、MVNOへの影響度合いを考慮した上で検討を進めるこことを要望。 	考え方 21
<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動通信分野は、Society5.0の実現に向けて重要な役割を担い、5GやBeyond5Gの発展が必要であり、多種多様なMVNOがMNOとの競争を通じてユースケースやソリューションを生み出していくことがSociety5.0の実現に大きく寄与すると考えられており、公正な競争環境の実現が必要であると考えます。 ○ この点、5G（SA方式）時代においてMVNOがMNOと同等の競争力をを持つために、接続料の算定に当たっては、恣意的な費用計上・配賦や需要の算定がなされないよう適切かつ共通的な考え方を用いることが、適正性確保の観点から重要であると考えるため、本報告書案に示された考え方方に賛同いたします。 ○ なお、本報告書案にて「接続料水準の大幅な上昇等といった特段の問題が生じない見込みであることが確認される場合には、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定を共通的な考え方とする方向で検討することが適当である」と示されたところ、接続料水準は、MVNOの経営に大きな影響を及ぼす可能性があるため、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体の接続料として算定する場合と4G・5G（NSA方式）のみの接続料として算定する場合の影響や課題等については、慎重に検証いただきMVNOへの影響度合いを考慮した上で検討を進めていただくようお願いいたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。
【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】	
意見 22 <ul style="list-style-type: none"> ● MNO各社による試算の結果、接続料水準の大幅な上昇等といった特段の問題が生じない見込みであることが確認される場合には、一体算定を共通的な考え方とする方向で検討することとする本報告書案の考え方方に賛同。 ● 接続料水準が大きく変動することはMVNOの事業計画等に大きな影響が及ぶ恐れがあるため、MVNOの事業運営や市場競争に及ぼす影響が大きいと考えられる場合は、移行期間の設定や段階的な導入等の必要な措置を検討することを要望。 	考え方 22
<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料水準は事業規模の小さいMVNOにとって事業計画等に大きな影響を及ぼすものであると考えますので、『データ接続料について、4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）を一体として算定する場合と、4G・5G（NSA方式）のみの接続料を算定する場合のそれぞれの推移の見込みについて、試算を求めることが適当』、『試算の結果、接続料水準の大幅な上昇等といった特段の問題が生じない見込みであることが確認される場合には、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定を共通的な考え方とする方向で検討することが適当』とする本報告書案の考え方方に賛同いたします。 ○ 他方、MNOと比べて事業規模の小さいMVNOにとって接続料水準が大きく変動することは事業計画等に大きな影響が及ぶ恐れがあるものと考えます。 ○ このため、総務省殿においては、データ接続料水準への影響について試算いただき、MVNOの事業運営や市場競争に及ぼす影響が大きいと考えられる場合は、移行期間の設定や段階的な導入などの必要な措置をご検討いただくことを要望いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ なお、MNOによる試算の結果、接続料水準の大幅な上昇等といった特段の問題が生じる見込みであることが確認される場合には、改めて対応を検討することが適当と考えます。

【株式会社オプテージ】

<p>意見 23</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 音声接続料原価への5G（SA方式）に係る費用の参入有無に関する共通的な考え方の整理に当たっては、二種指定事業者間で資産管理の粒度等が異なる可能性がある点を考慮し、二種指定事業者に過度な負担とならないよう十分配慮することを要望。 ○ 音声接続料原価への5G（SA方式）にかかる費用の算入有無に関する共通的な考え方の整理にあたっては、二種指定事業者間で資産管理の粒度等が異なる可能性がある点を考慮いただくとともに、二種指定事業者に過度な負担とならないよう十分に配慮いただくことを要望します。 	<p>考え方 23</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 頂いた御意見については、参考として承ります。 	
4. 予測値の算定方法		
<p>意見 24</p> <ul style="list-style-type: none"> ● MVNOにおいては、予測値算定の適正性向上による更なる予見性の確保は重要。 ● 予測値と実績値の「乖離が、原価、利潤又は需要の乖離にどの程度影響を与えているかといった定量的な説明についても記載することが適当である」とする本報告書案の考え方に対する賛同とともに、これらの情報を開示していない一部のMNOにおいては、積極的に開示することを要望。 ● 総務省において、二種指定事業者における情報開示の状況等について引き続き注視することを要望。 <ul style="list-style-type: none"> ○ MNOに比べ事業基盤・規模が小さいMVNOにおいては、接続料の予測値を参考に将来の事業計画やサービス戦略等の策定を行う場合が少ないと想定されるため、予測値算定の適正性向上による予見性の更なる確保は重要であると考えます。 ○ なお、本研究会第七次報告書において積極的な情報開示に努めることが適当とされた「予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異」については、本研究会（第85回 2024年5月20日）で当委員会からご説明差し上げた通り、一部MNOからは当該情報の開示がなされているものの「MNOごとに開示情報の具体性に差が存在する」、「後年度の予測値にも影響を及ぼすものか判断できない」との声もある状況であることから、「乖離が原価、利潤又は需要の乖離にどの程度影響を与えているかといった定量的な説明についても記載することが適当である」との旨が示された本報告書案の考え方に対する賛同とともに、当該情報を開示していない一部のMNOについては、開示情報の同等性確保の観点からも、積極的な開示をしていただくことを要望いたします。 ○ また、検証可能性の確保や総務省における再現を可能とする観点から、算定方法についての詳細確認や差異が生じた場合の原因確認についても接続料の適正性向上において重要と考えますので、総務省においては、二種指定事業者における情報開示の状況等について引き続き注視いただくよう要望いたします。 	<p>考え方 24</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 本報告書案のとおり、本研究会において、引き続きMNOによる情報開示状況を確認することが適当と考えます。 	
<p>意見 25</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「今後も積極的な情報開示が必要であり、引き続きMNOによる情報開示状況を確認することが適当」、「予測値と実績値の「乖離が、原価、利潤又は需要の乖離にどの程度影響を与えているかといった定量的な説明についても記載することが適当」とする本報告書案の考え方に対する賛同。 ● 総務省において、引き続きMNOの情報開示状況を確認し、必要に応じてガイドライン等への反映も含めて検討することを要望。 <ul style="list-style-type: none"> ○ MVNOにおいて事業計画を作るためには予見性を高めることが非常に重要であり、予測値と実績値の乖離はMVNOのビジネスに大きな影響を与えるものであると考えますので、『今後も積極的な情報開示が必要であり、引き続きMNOによる情報開示状況を確認することが適当』とする本報告書案の考え方に対する賛同いたしました。 	<p>考え方 25</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ なお、「予測値と実績値の差異」及び 	

<p>○ また、予見可能性や納得性を確保するためには、需要・費用・利潤の各項目について接続料に対する影響度合いや、需要をはじめとする各項目の今後の傾向が予測できる定量的な情報を示していただくことが有効ではないかと考えるところ、本報告書案に『乖離が、原価、利潤又は需要の乖離にどの程度影響を与えていくかといった定量的な説明についても記載することが適当』とお示しいただいたことは、MVNOによる予見可能性の更なる確保に資する考え方であり、賛同いたします。</p> <p>○ 総務省殿においては、引き続きMNOの情報開示状況を確認いただき、必要に応じてガイドライン等への反映も含めてご検討いただくことをお願ひいたします。</p>	【株式会社オプテージ】	<p>「予測値と予測値の差異」については、情報開示告示（平成28年総務省告示第107号）に規定された「予測を用いた算定方法（計算式等具体的な考え方を含む）」に関する情報の一環としてMNOによる積極的な情報開示が必要であり、総務省においては、引き続きMNOによる情報開示状況を確認の上、必要に応じて、ガイドラインへの反映を行うことが適当と考えます。</p>	
<p>意見 26</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当社は、予測値と実績値の乖離が発生する理由の分析を行い、算定根拠において説明の上、一過性でないものについては予測値のパラメータ設定の考え方反映している。 ● 今後もこうした取組を継続するとともに、当該理由による乖離が、原価、利潤、需要にどの程度影響を与えているか、可能な限り定量的に説明する考え。 <p>○ 当社はこれまで、予測値と実績値の乖離が発生する理由の分析、算定根拠における説明を実施のうえ、一過性でないものは予測値のパラメータ設定の考え方反映しています。</p> <p>○ 今後もこうした取り組みを継続するとともに、当該理由による乖離が、原価、利潤、需要の乖離にどの程度影響を与えているか、可能な限り定量的に説明する考えです。</p>	【ソフトバンク株式会社】	<p>考え方 26</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ MNOにおいては、予測値と実績値の乖離が発生する理由の分析及び分析結果の次期算定への反映を行うことで、予測値の算定方法の更なる精緻化に努めるとともに、予測値と実績値の乖離が与える原価、利潤及び需要の乖離への影響について定量的に説明することが適当と考えます。 	無
<p>意見 27</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当社は、MVNOから特段個別の要望がない場合でも、総務省へ届出している算定根拠と同様の内容を自発的に開示しており、引き続き適切に対応する考え。 ○ 当社はMVNOから特段個別の要望がない状況においても、総務省殿へ提出している算定根拠と同様の内容を自発的に開示しており、引き続き適切に対応する考えです。 	【ソフトバンク株式会社】	<p>考え方 27</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ MNOにおいては、MVNOに対して積極的な情報開示に努めることが適当と考えます。 	無
<p>5. 原価の適正性の確保</p>			
<p>意見 28</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今般の費用配賦見直しは、接続料の適正性の向上に資するものと認識。 ● 費用配賦見直しが接続会計に適切に反映されているか検証を行うことについて賛同。 <p>○ 今般の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦の考え方の見直しについては、MNO各社の算定方法の共通化に繋がり、接続料の適正性の向上に資するものと認識しております。</p> <p>○ 算定方法の見直しによるデータ接続料の急激な上昇など、MVNOの事業運営や市場競争に与える影響が大きいと想定されることから、MNO3社から令和5年度接続会計報告書等が提出された後速やかに、費用配賦見直しが接続会計に適切に反映されているか検証を行うことについて賛同いたします。</p>	【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】	<p>考え方 28</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 	無

<p>意見 29</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 費用配賦見直しが適切に反映されているか速やかに検証することに賛同。 ● 「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」において提示された試算値と比較して乖離が生じた項目について、MNOにその乖離要因について定量的な説明を求める等、適切な費用配賦が行われていることを検証する必要があると考える。 	<p>考え方 29</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、費用配賦見直しが適切に反映されているか速やかに検証することに賛同いたします。 ○ また、検証にあたっては、「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」において各MNOより提示された試算値と比較して乖離が生じた項目については、当該MNOよりその乖離要因について定量的な説明を求める等により適切な費用配賦が行われていることを検証する必要があると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 検証方法に関する御意見については、参考として承ります。 	無
<p>意見 30</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 費用配賦見直しが接続会計に適切に反映されているか検証を行うに当たっては、二種指定事業者の過度な負担とならないよう十分配慮することを要望。 	<p>考え方 30</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 左記の検証（事務局注）にあたり、二種指定事業者の過度な負担とならないよう十分配慮いただくことを要望します。 <p>(事務局注：5. 原価の適正性の確保（3）考え方 <ステップ1></p> <p>令和5年度接続会計から費用配賦見直しが適用され、当該接続会計における費用の額を基礎として令和6年度届出接続料が算定されるところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年12月に実施された省令改正により、令和5年度接続会計から、新たに、移動電気通信役務に係る費用の音声伝送役務／データ伝送役務間の配賦の詳細が報告されること ・ 令和6年度接続料の算定前に、費用配賦の見直しが接続会計に適切に反映されているかを確認することが望ましいこと <p>を踏まえれば、ステップ1について、令和6年度接続料届出を待たず、MNO 3社から令和5年度接続会計報告書等が提出された後速やかに、費用配賦見直しが接続会計に適切に反映されているか一定程度の検証を行うことが適当である。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頂いた御意見については、参考として承ります。 	無
<h3>6. 利潤の適正性の確保</h3>		
<p>意見 31</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 費用配賦見直しが接続会計に適切に反映されているかの検証及びレートベースにおける正味固定資産価額について、原価算出におけるステップ1に用いる算出方法と同様の考え方に基づき算出されていることの検証に当たっては、二種指定事業者の過度な負担とならないよう十分配慮することを要望。 	<p>考え方 31</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 左記の検証（事務局注）にあたり、二種指定事業者の過度な負担とならないよう十分配慮いただくことを要望します。 <p>(事務局注：6. 利潤の適正性の確保（3）考え方 <正味固定資産価額の算出></p> <p>令和5年度接続会計から費用配賦見直しが適用され、当該接続会計における費用の額を基礎として令和6年度届出接続料が算定されるところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年12月に実施された省令改正により、令和5年度接続会計から、新たに、移動電気通信役務に係る費用の音声伝送役務／データ伝送役務間の配賦の詳細が報告されること ・ 令和6年度接続料の算定前に、費用配賦の見直しが接続会計に適切に反映されているかを確認することが望ましいこと <p>を踏まえれば、原価算出におけるステップ1について、令和6年度接続料届出を待たず、MNO 3社から令和5年度接続会計報告書等が提出された後速やかに、費用配賦見直しが接続会計に適切に反映されているか一定程度の検証を行うことが適当である。その上で、レートベースにおける正味固定資産価額については、令和6年度届出の際に、原価算出におけるステップ1に用いる算出方法と同様の考え方に基づいて算出されていることを検証することが適当である。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頂いた御意見については、参考として承ります。 	無
<p>【ソフトバンク株式会社】</p>		

7. 需要の適正性の確保		
意見 32	考え方 32	
<ul style="list-style-type: none"> ● 当社は、P O I の冗長化について、今後はM V N O 向けのガイドブック等の公表資料にて積極的な情報提供に努める考え。 <p>○ 当社は、M V N O に対して、事業者間協議にて P O I の冗長化について情報提供しておりますが、今後は、M V N O 向けのガイドブック等の公表資料にて積極的な情報提供に努める考えです。</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>【株式会社N T T ドコモ】</p>		
意見 33	考え方 33	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「M N O においては、P O I の冗長化について、M V N O がどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払いが必要なのか等について、接続事業者向けのガイドブック等の公表資料やN D A 締結後の情報開示資料において、M V N O に対して明示的に情報提供を行うことが適當」とする本報告書案の考え方方に賛同。 ● 総務省において、M N O による情報提供が十分なものか確認し、課題がある場合は必要な措置を講じることを要望。 <p>○ 冗長系帯域に係る接続料支払について、『M N O においては、P O I の冗長化について、M V N O がどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払いが必要なのか等について、接続事業者向けのガイドブック等の公表資料やN D A 締結後の情報開示資料において、M V N O に対して明示的に情報提供を行うことが適當』とする本報告書案の考え方方に賛同いたします。</p> <p>○ この点、M V N O は回線容量に応じた接続料がサービス原価の大宗を占めているところ、M N O とM V N O 間で冗長系帯域に対する認識に相違がある場合は、M N O とM V N O との間でイコールフッティングが確保できないおそれがあると考えますので、総務省殿においては、M N O による情報提供が十分なものか確認いただき、課題がある場合は必要な措置を講じていただくことを要望いたします。</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 本報告書案のとおり、M N O 各社の設備運用方針について、引き続き一貫性が確保されているかとの観点から確認を行うことが適當であり、M N O からM V N O に対して明示的に情報提供を行われているか確認することが適當と考えます。</p>	無
<p>【株式会社オプテージ】</p>		
意見 34	考え方 34	
<ul style="list-style-type: none"> ● M N O とM V N O 間の同等性の確保に向けた需要の適正性の向上に向け、引き続き、最繁時トラヒックの算出の更なる精緻化・適正化に取り組むことを要望。 ● 最繁時トラヒックは、可能な限り短い間隔で算出することが望ましいと考えるが、仮に短時間での測定・算出が困難な場合は、トラヒック傾向等を基に一定割合の変動幅を算出の上加算する等の考慮についても検討することを要望。 <p>○ M V N O では平時の混雑時間帯等、トラヒック急増時において短時間であってもP O I の契約帯域以上のトラヒックを流すことは不可となっております。</p> <p>○ 一方、最繁時トラヒックの算出の考え方について、M N O 3社で共通になっていないこと、また、最繁時トラヒックは1時間単位で平均化されるため、例えば、M V N O の混雑時間帯のように短時間でピークトラヒックが生じている場合は、実際のピーク値よりも低い値が算出されている可能性も考えられます。</p> <p>○ この点、M N O とM V N O 間の二種指定設備に関する利用の同等性の確保に向けた需要の適正性の向上に向け、引き続き、最繁時トラヒックの算出の更なる精緻化・適正化に取り組んでいただくようお願いいたします。</p> <p>○ なお、最繁時トラヒックの適正性の向上のためには、設備・機器等の仕様において、可能な限り短い間隔で算出することが望ましいと考えますが、仮に短時間での測定・算出が困難な場合は、トラヒック傾向等を基に一定割合の変動幅を算出の上加算する等の考慮についてもご検討いただくようお願いいたします。</p>	<p>○ 本報告書案のとおり、最繁時トラヒックの算出方法については、平等な検証を行う観点からは、できる限り共通の考え方とすることが望ましく、具体的な算出方法については、引き続き検討することが適當と考えます。</p> <p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	無

【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】		
意見 35	● 「MVNOは平時における最繁時トラヒックにおいて冗長設備を利用することはない」とされているが、MVNO各社の運用方針が共通でないことを踏まえて、具体的に実態を確認する必要があると考える。 ● MVNOは契約した帯域を超えるトラヒックを流すことはできない一方で、MVNOは、最繁時トラヒックを基に確保している設備容量を超えたトラヒックを平時においても流すことができる可能性があると考える。 ● 将来の需要増等に備え余力を見込んだ設備構築がされる点は合理的であり理解できるが、MVNOのみがこの余力を利用できる状況であれば、イコールフッティングの観点から問題と考えられ、MVNO各社の運用実態と実際に利用されている帯域が接続料算出における需要に適切に反映されていることを総務省において確認することを要望。	考え方 35
○ 『MVNOも特段の手続きは必要なく冗長設備が利用可能である』、『MVNOは平時における最繁時トラヒックにおいて冗長設備を利用することはない』という考え方が示されておりますが、後者についてはMVNO各社の運用方針が共通でないことを踏まえて、具体的に実態を確認することが必要と考えております。 ○ この点、MVNOは契約した帯域に制限され、上限帯域を超えるトラヒックを流すことはできない一方で、MVNOは物理的にトラヒックを流す余力がある場合は最繁時トラヒックを基に確保している設備容量を超えたトラヒックを平時においても流すことができる可能性があると考えております。 ○ なお、将来の需要増やトラヒック急増に備えた余力を見込んだ設備構築がされる点は合理的であり理解できるものの、MVNOのみがこの余力を利用できる状況なのであれば、イコールフッティングの観点から問題ではないかと考えておりますので、MVNO各社の運用実態と実際に利用されている帯域が接続料算出における需要に適切に反映されていることを総務省殿に確認いただくことを要望いたします。	○ 本報告書案のとおり、令和5年度に届出のあった接続料及び当該届出に際し併せて提出のあった各社の設備運用方針を確認したところ、各社の接続料算定の需要に用いる設備容量と最繁時トラヒックは乖離しておらず、少なくともこの点について恣意的な運用はされていないと考えられますが、引き続き確認を行うことが適当と考えます。	無
意見 36	● 適切な最繁時トラヒックの算出方法を引き続き検討することを要望。検討に当たっては、事業者に過度な負担が及ぶことのないよう配慮することを要望。 ○ P0Iの冗長化については、需要の適正性の確保や、モバイル接続料のさらなる適正化の推進に向けて、貴省において適切な最繁時トラヒックの算出方法を引き続き検討して頂きたいと存じます。 ○ なお、検討を進めるにあたっては、事業者に過度の負担が及ぶことのないよう配慮をお願い致します。	考え方 36
【株式会社オプテージ】		
意見 37	● 「①MVNOも特段の手続きは必要なく冗長設備が利用可能であること、②MVNOは平時における最繁時トラヒックにおいて冗長設備を利用することないこと、③P0Iの冗長化について、MVNOがどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払いが必要なのか等について、MVNOに対して情報提供を行った内容、について追記することが適當」とする本報告書案の考え方方に賛同。 ● 最繁時トラヒックの算出方法をMVNO各社で統一した上で、設備容量の上限値が最繁時トラヒックを上回る設定となっているか総務省において確認することを要望。 ● 需要の適正性確保のためには、より精度の高い情報等の収集・把握の可能性について検討を行うことが重要と考えており、総務省においては、引き続き、需要の更なる適正性確保に向けた検討を進めることを要望。 ○ MVNOによる冗長設備の利用可能性について設備運用方針に追記すべき事項として、『①MVNOも特段の手続きは必要なく冗長設備が利用可能であること、②MVNOは平時における最繁時トラヒックにおいて冗長設備を利用	考え方 37
【楽天モバイル株式会社】		
意見 38	○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。	無

<p>することはないこと、③POIの冗長化について、MVNOがどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払いが必要なのか等について、MVNOに対して情報提供を行った内容、について追記することが適当』とする本報告書案の考え方方に賛同いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一方で、『②MVNOは平時における最繁時トラヒックにおいて冗長設備を利用する事はないと』については、MVNO 3社の考え方方が共通となっていないことを踏まえると、最繁時トラヒックの算出方法をMVNO各社で統一した上で、設備容量の上限値が最繁時トラヒックを上回る設定となっているか、総務省殿に確認いただくことを要望いたします。 ○ また、MVNO各社からは最繁時トラヒックを測定する時間幅は1時間という回答がなされておりますが、需要の適正性確保のためには、より精度の高い情報等の収集・把握の可能性について検討を行うことが重要と考えます。この点、『どの程度の時間幅で把握することが適当なのか、年間のピークの1時間が適当なのか』といった旨の意見が構成員から挙がったことと一般のNW機器においては1時間より短い時間幅でのトラヒックを把握が可能であるものが多いことを踏まえると、総務省殿には、引き続き、需要の更なる適正性確保に向けた検討を進めていただくようお願いいたします。 	<p>○ 本報告書案のとおり、最繁時トラヒックの算出方法について、平等な検証を行う観点から、できる限り共通の考え方とすることが望ましく、引き続き検証を行うとともに、総務省において、冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係について引き続き検証を行うことが適当と考えます。</p>
---	---

意見 38	考え方 38
<ul style="list-style-type: none"> ● 将来の需要増に対応するための在庫としての設備の余剰については、明らかに効率的でない設備投資等が含まれる可能性が考えられ、そうした設備についてMVNOが負担する合理的理由はない。 ● 5G (SA方式) 時代には通信の更なる大容量化・高速化により需要及び設備容量も大幅に増加することが想定され、需要・設備容量の関係性については、今後も継続的に検証することを要望。 <p>○ 設備の余剰については、2013年の「モバイル接続料の算定に関する研究会」報告書でも示されたように、①ネットワークの統計多重効果やモビリティといった移動通信ネットワークの特性に起因したもの、②輻輳対策や物理的・経済的な最低設置単位に起因したもの、③将来の需要増に対応するための在庫、に分類可能であり、①、②についてはMVNOが負担する合理性が認められますが、③については、明らかに能率的でない設備投資などが含まれる可能性が考えられ、そういうたたき方に対してはMVNOが負担する合理的理由はありません。</p> <p>○ 前提として、MVNOにおいて、能率的な経営が行われているか、即ち、MVNOにおけるネットワークのデータ伝送容量（キャパシティ）が需要に対し過大なものとなっていないかという点が重要であり、先般の確認結果として「他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社は存在しない」との評価がなされたものの、5G (SA方式) 時代には通信の更なる大容量化・高速化により需要および設備容量も大幅に増加することが想定されます。この点、需要・設備容量の関係性については、今後も継続的に検証いただくことを要望いたします。</p>	<p>○ 本研究会において、モバイル接続料の検証を行うに当たり、需要の適正性の確保に向けて、今後も引き続き検証を行うことが適当と考えます。</p>

意見 39	考え方 39
<ul style="list-style-type: none"> ● 設備容量について、各社の設備投資の結果、ネットワークの品質等のサービス競争が実現されていることから、競争市場における各社の投資を単純に比較し評価することはできないと考える。また、MVNOはネットワークコストとサービス品質を踏まえ、利用する二種指定事業者のネットワークを選択可能であることから、設備容量の設定に制度的な措置を講じるべきではないと考える。 ○ 設備容量については、各社のネットワークの伝送容量も含めた設備投資の結果、ネットワークの品質や安定性といったサービス競争がされているため、このような競争市場での各社の投資を単純に比較して、過大や過少といった評価ができるものではないと考えます。また、MVNOは利用する二種指定事業者のネットワー 	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>

クを選択する際、二種指定事業者のネットワークコストとサービス品質を踏まえ選択することも可能であることから、設備容量の設定に制度的な措置を講じるべきではないと考えます。

【ソフトバンク株式会社】

・第3章 卸電気通信役務の適正性の確保（卸検証ガイドラインに基づく検証）

意見	考え方	修正の有無
1. 光サービス卸における卸料金の検証		
<p>意見40</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。卸料金と営業費や接続料との中長期的な関係性等に関する情報を開示すべき。 ● 総務省において、卸協議の課題を引き続き注視することを要望。 ● 光サービス卸では、卸料金と接続料との一定の連動性が確保されるべきであり、卸料金と接続料相当額の乖離が拡大しないよう、総務省において引き続き注視し、法令整備等により低廉化が進むことに期待。 <p>○ 本報告書案の考え方に対する賛同いたします。</p> <p>○ 光サービス卸における卸料金の検証については、NTT東西殿から光サービス卸のビジネスモデルについて「単年度のコスト変動に応じてリニアに料金を連動させる性質のものではない」とのご説明があったことを踏まえれば、卸料金と、営業費や接続料との中長期的な関係性等の情報が開示されることにより、これまでよりも卸先事業者側で接続料相当額の変動に対する卸料金の水準が妥当か否かを確認することができるようになると考えますので、卸料金と営業費や接続料との中長期的な関係性等に関する次の情報を開示すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どのようなスパンのコスト・市場環境を見据えて卸料金を決定しているのか ・ 接続料相当額以外の要素をどのように勘案しているのか ・ 接続料改定と同時期に卸料金の見直しが行われない理由 <p>○ 総務省殿においては、本報告書案に基づき、卸元事業者と卸先事業者の卸協議において課題が生じていないか等について引き続き注視いただくようお願いいたします。</p> <p>○ また、光サービス卸の卸料金については、これまででも意見提起してきたとおり、接続料との一定の連動性が確保されるべきものと認識しており、卸料金と卸料金の原価にあたる接続料相当額の乖離が大きくなっているよう、総務省殿において今後も継続的に注視いただくとともに、法令の整備などにより、卸料金の低廉化が進むことを期待いたします。</p>	<p>考え方40</p>	
<p>【一般社団法人テレコムサービス協会・FVN委員会】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 本報告書案のとおりNTT東日本・西日本による光サービス卸の卸料金検証については、説明が十分でない旨の意見が継続して寄せられているところ、卸料金と接続料相当額の関係について、卸元事業者による説明が不十分である場合には、「その他の検証」の目的である適正な交渉を促進するための透明性が十分に確保できていないとの疑念が生じ、結果として前提となる代替性に関する評価にも影響を及ぼし得ることから、NTT東日本・西日本においては、単なる時点更新に留まらず、本研究会の指摘や関係事業者のニーズを真摯に受け止めて、その内容を十分に踏まえて検証を実施することが必要と考えます。</p>	無
<p>意見41</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東日本・西日本から接続事業者が理解・納得する合理的な説明がなされていないことが課題。今後の協議の在り方につき総務省における検討を要望。 <p>○ 事業者からの意見<small>（事務局注）</small>に対し、NTT東西から事業者が理解・納得する合理的な説明がなされていないのが継続した課題です。今後の協議のありようにつき総務省様での検討もお願いしたいと思います。</p> <p>（事務局注：1. 光サービス卸における卸料金の検証（2）主な意見③ 事業者からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後的な検証・自己検証という位置付けであるため、不十分な説明に対する総務省や研究会による牽制効果も十分に働く。これでは、検証の目的である「適正な交渉を促進するための透明性確保」に資する効果は限定的。仮に部分的な是正が図られたとしても、事後的な検証であるため、有効な効果が得られない可能性が高い。現に、接続料相当額と卸料金の差額について本研究会等で議論を進めている間に接続料の上昇が始まったため、接続料相当額に応じた卸料金の低廉化という目的を達することができず現在に至っている。【JAIPA】 ・これまでのNTT東日本・西日本の説明を踏まえれば、卸料金は接続料相当額とは関係なく、独自の理論で設定されていると考えられ、卸料金と接続料相当額の差分の検証により卸料金の透明性を確保するという卸検証の前提が崩れている。【JAIPA】 	<p>考え方41</p>	
	<p>○ 今回の検証におけるNTT東日本・西日本の説明については、今後の接続料相当額指数の推移を示したこと等の点において、卸料金の透明性に一定の寄与があったと思われ、その点は一定の評価をすべきと考えます。</p> <p>○ 他方で、本報告書案のとおりNTT東日本・西日本による光サービス卸の卸料金検証については、説明が十分でない旨</p>	無

・NTT東日本・西日本以外の有力な供給者も存在せず、競争も成立していない状況で、現在の仕組みにもはや意味はなく、卸役務に対する規律・検証の方向性を根本的に見直す時期。接続と同等レベルで規制・検証がなされるべきであり、卸料金のキャリアズレート化を実現すべき。そのような厳正な対応を早急に実施すべきと考えるが、現実的でないであれば、直近で必須の対応として、卸検証において定量的な説明をロジカルに行うべき。【JAPIPA】

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】

の意見が継続して寄せられているところ、卸料金と接続料相当額の関係について、卸元事業者による説明が不十分である場合には、「その他の検証」の目的である適正な交渉を促進するための透明性が十分に確保できていないとの疑念が生じ、結果として前提となる代替性に関する評価にも影響を及ぼし得ることから、NTT東日本・西日本においては、単なる時点更新に留まらず、本研究会の指摘や関係事業者のニーズを真摯に受け止めて、その内容を十分に踏まえて検証を実施することが必要と考えます。

意見42

- 卸料金におけるNTT東日本・西日本の同一料金設定について、別人格の電気通信事業者であり、指定電気通信設備の設置コストにも差異が存在することから、個別に設定されるべきと考える。

- 卸料金については東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下「NTT東西殿」）で同一の料金が設定されていますが、NTT東西殿は別人格の電気通信事業者であり、指定電気通信設備の設置コストにもNTT東西殿で差異が存在することから、NTT東西殿それぞれにより個別に設定されるべきものであると考えます。

【楽天モバイル株式会社】

考え方42

- 東西同一料金を設定している理由、背景等について、異なる事業体であるNTT東日本とNTT西日本から卸先事業者に対して十分な説明を行う必要があると考えます。

- その上で、NTT東日本・西日本においては、どの程度の卸先事業者が東西別の料金設定を要望しているか等について卸先事業者に対して確認し、その内容を踏まえて検討・判断することが適当と考えます。

無

意見43

- NTT東日本・西日本による卸検証については、ガイドラインに基づく事後的な「自己検証」という位置付けであるため、不十分な説明に対する総務省や研究会による牽制効果も十分に働きかず、卸料金と接続料相当額の差分の検証を行うことで卸料金の透明性を確保するという卸検証の前提が崩れている。
- 検証の目的である「適正な交渉を促進するための透明性確保」に資する効果は限定的であり、本研究会での定量的な説明がロジカルに行われ、卸検証が適切に行われることが必要。

- 構成員からの意見（事務局注）に賛同します。今回に至るまでのNTT東西殿による卸検証については、ガイドラインに基づく事後的な検証であり、加えて、NTT東西殿による「自己検証」という位置付けであるため、不十分な説明に対する総務省様や研究会による牽制効果も十分に働きません。これまでのNTT東西殿の説明を踏まえれば、卸料金は接続料相当額とは関係なく、独自の理論で設定されていると考えられ、卸料金と接続料相当額の差分の検証を行うことで卸料金の透明性を確保するという卸検証の前提が崩れていると思われます。

- これでは、検証の目的である「適正な交渉を促進するための透明性確保」に資する効果は限定的であり、接続料相当額に応じた卸料金の低廉化という目的を達することができず現在に至っております。本研究会での定量的な説

考え方43

- 考え方41のとおりです。

無

<p>明がロジカルに行われ、卸検証が適切に行われるよう必要があると考えます。</p> <p>(事務局注：1. 光サービス卸における卸料金の検証（2）主な意見④構成員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続料と卸料金がリンクしていないという点で、(NTT東日本・西日本の)過去の説明によれば、単年度でなく複数年度で見ればもう少しリンクすることだったが、今回の検証結果を見たところそうでもないという認識を持った。接続料のトレンドとも必ずしも一致せず、代替性はそれほど強くないと思う。ワニの口までは言わないまでも開いていて、より相関していない。 ・設備投資の回収リスクに配慮しなければならないという(NTT東日本・西日本の)説明だが、設備投資の多くが接続に関する投資であれば、接続料で回収されるはずであり、利用者料金や卸料金についての説明は、また別にあるべき。接続料が上がっていいくとしても、突然需要がなくなることはないので、基本的に接続料で年々回収する形になっている。あるいは、卸料金が利用者料金マイナス販促費等で設定されていると見れば、利用者料金はそれなりに利益を出すものであり、取り漏れのリスクはそんなに大きくなはないようにも思う。それほど大きなリスクがあるのか少し疑問だ。) <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>		
<p>意見44</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 過年度も含めた光卸における投資と回収の状況を定量的に示すことを要望。 ● 「将来の需要を見越した設備等への投資」を卸料金で回収しているのであれば、接続料との間で二重回収となっている可能性があり、接続料相当額以外の卸料金の決定要因としている諸要素について、どのように『需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境等』を勘案してきたのか、具体的な説明が必要。 <p>○ 過去の接続料・卸料金の傾向を比べれば、これまで、卸先事業者は接続料相当分に加え、多額の負担をしてきました。この負担により、NTT東西殿は既に「サービス開始当初から将来の需要を見越した設備等への投資」を補つて余りある過回収ができているのではないか。過年度も含めた光卸における投資と回収の状況を定量的に示していただきたいと思います。</p> <p>○ また、今後行われる「将来の需要を見越した設備等への投資」を卸料金で回収しているのであれば、今後の接続料との間で二重回収となっている可能性があると思われます。NTT東西殿が接続料相当額以外の卸料金の決定要因として説明している諸要素について、どのように『需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境等』を勘案してきたのか、具体的に説明いただく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>考え方44</p> <p>○ 考え方41のとおりです。</p>	無
<p>意見45</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東日本・西日本の卸料金について、原価は東西で異なると思われるが、事業者団体との協議の場において開示、説明が行われるべき。 <p>○ 東西の料金については、原価は東西で異なることは当然と思われ、事業者団体との協議の場において開示、説明が行われるべきと考えます。また料金政策のみならず、その背景となるNTT東西殿の各種インフラ、事業運営などの統合、合併等の経営政策にも関連する可能性もあり、こうした結果、料金検証がブラックボックス化してしまう事や、東西の規模の経済が強力に働き市場支配力が高まり本来の競争促進政策に逆行するなど、公正競争が担保されないリスクが生じる懸念もあり、慎重な議論が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>考え方45</p> <p>○ 東西同一料金を設定している理由、背景等について、異なる事業体であるNTT東日本とNTT西日本から卸先事業者に対して十分な説明を行う必要があると考えます。</p> <p>○ その上で、NTT東日本・西日本においては、どの程度の卸先事業者が東西別の料金設定を希望しているか等について卸先事業者に対して確認し、その内容を踏まえて検討・判断することが適当と考えます。</p>	無

<p>意見46</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市場独占的かつ相互接続との代替性が不十分であるという特殊な状況で、一般的な卸と状況が異なり、公正な競争環境の確保のためにコストとの一定程度の連動性及び卸料金の透明化が図られる必要。 ● これまで4回実施された光サービス卸検証結果の中では十分な説明はなく、また令和4年6月17日に成立した電気通信事業法の一部を改正する法律に基づく情報提示の結果を踏まえてもその内容は明らかになっておらず、協議の進展がない状況にあるため、総務省はNTT東日本・西日本に要請を出し、可及的速やかに接続事業者から意見のあった事項の説明を求めるべき。 ● NTT東日本・西日本で卸料金が均一化されていること、接続料と卸料金の改定時期が連動していないことに関しても、本研究会において十分な説明がなされていないため、本研究会の場でNTT東日本・西日本に説明を求めるべき。 	<p>考え方46</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 光サービス卸の卸料金と接続料相当額との連動性について、東日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT東日本殿」といいます。）及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT西日本殿」といいます。）（以下、併せて「NTT東西殿」といいます。）からは接続料の算定等に関する研究会（以下、「本研究会」といいます。）第81回（令和6年2月21日）における事業者ヒアリングの中で、光サービス卸は中長期の需要で設備投資を回収するビジネスモデルであり、コスト（接続料相当額・営業コスト）の短期的な増減をリニアに卸料金に反映させることは困難であるとの説明がありました。本研究会第80回（令和6年2月1日）の当社ヒアリング資料7頁の通り、NTT東西殿の光サービス卸の場合、市場独占的かつ相互接続との代替性が不十分であるという特殊な状況で、一般的な卸と状況が異なり、公正な競争環境の確保のためにコストとの一定程度の連動性及び卸料金の透明化が図られる必要があると考えます。 ○ 本研究会第80回（令和6年2月1日）の当社ヒアリング資料8頁のこれまでのNTT東西殿による指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインに基づく光サービス卸料金に関する検証（以下、「光サービス卸検証」といいます。）の結果を基にした試算では、卸料金の原価の過半を占める接続料相当額が光サービス卸の開始以後長期にわたり減少しているにもかかわらず、卸料金の値下がりは小幅であり、卸料金と接続料相当額との乖離が広がる状況にあるため、NTT東西殿は接続料相当額が長期で減少していたにもかかわらず卸料金が値下げをされなかつた理由を説明すべきと考えます。また、接続料の算定等に関する研究会第八次報告書（案）（以下、「本報告書案」といいます。）に記載される通り、光サービス卸検証においては、「NTT東日本・西日本において自ら検証を行うが、総務省における妥当性評価はなされない」状況であり、本研究会の中で接続事業者から意見のあった次の事項についてはこれまで4回実施された光サービス卸検証結果の中では十分な説明はなく、また令和4年6月17日に成立した電気通信事業法の一部を改正する法律に基づく情報提示の結果を踏まえてもその内容は明らかになっておらず、協議の進展がない状況にあるため、総務省殿はNTT東西殿に要請を出し、可及的速やかに接続事業者から意見のあった次の事項の説明を求めるべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・どのようなスパンのコスト・市場環境を見据えて卸料金を決定しているか ・接続料相当額と卸役務提供料金の差分において回収しようとしている費用の推移とその妥当性並びに勘案状況 ○ また、コスト構造が異なるにもかかわらず、NTT東西殿で卸料金が均一化されていること、及び接続料と卸料金の改定時期が連動していないことに関して、本研究会において十分な説明がなされていないため、本研究会の場でNTT東西殿に説明を求めるべきと考えます。 ○ なお、本研究会第81回（令和6年2月21日）事業者ヒアリングでのNTT東西殿の「ワイヤレス固定ブロードバンドへの代替が進んでいることを踏まえると、光サービス卸の代替性再検証の必要はない」との主張について 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本研究会において、NTT東日本・西日本から、卸料金と接続料相当額の差額について「卸料金の値下げや接続料相当額の上昇によって縮小していく見通し」（第81回会合資料81-2）と説明があつたところ、こうした差分の適正性に係る説明を引き続き注視し、今後の検討に結びつけていくことが適当と考えます。 ○ 他方で、本報告書案のとおりNTT東日本・西日本による光サービス卸の卸料金検証については、説明が十分でない旨の意見が継続して寄せられているところ、卸料金と接続料相当額の関係について、卸元事業者による説明が不十分である場合には、「その他の検証」の目的である適正な交渉を促進する為の透明性が十分に確保できていないとの疑念が生じ、結果として前提となる代替性に関する評価にも影響を及ぼし得ることから、NTT東日本・西日本においては、単なる時点更新に留まらず、本研究会の指摘や関係事業者のニーズを真摯に受け止めて、その内容を十分に踏まえて検証を実施することが必要と考えます。 ○ また、東西同一料金を設定している理由、背景等について、NTT東日本とNTT西日本から卸先事業者に対して十分な説明を行う必要があると考えます。 ○ その上で、NTT東日本・西日本においては、どの程度の卸先事業者が東西別 	無

<p>て、光サービス卸検証は接続との代替性の状況を踏まえた検証であり、現時点においても光サービス卸は接続との代替性は不十分な状況であるため、引き続き検証を実施することが必要と考えます。また、光サービス卸とワイヤレス固定ブロードバンドの代替性に関しては、本研究会第82回（令和6年3月29日）の参考資料として掲載される構成員質問に対する当社回答の通り、ワイヤレス固定ブロードバンドは電波の届かない高層階エリア等での利用ができないことや、周辺の電波環境によりサービス品質が変動する等の差分があるため、光サービス卸との代替性は限定的であると考えます。</p>	<p>の料金設定を要望しているか等について卸先事業者に対して確認し、その内容を踏まえて検討・判断することが適当と考えます。</p>	
<p>意見47</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光サービスの需要の見通しは非常に厳しい状況で、トレンドでのコスト低減は見込めない中、2023年9月にも更なる卸料金の値下げを実施。 ● 卸料金検証についても、接続料相当額や営業コストといった現時点のコストに限らず、市場・競争環境の変化や、事業者要望や設備老朽化等への対応、今後のコストや需要の見通しといった事項も含めて、総合的に検証を行うことで、卸料金の妥当性が適切に評価されている。 ● 加えて、自主的に2025年度までの接続料相当額指数の見通しを開示したところであり、今後も、光サービス卸の料金設定の考え方等について、開示可能な情報を用いて引き続き丁寧に説明を行っていく考え。 <p>○ 当社は、パートナーである光コラボ事業者の皆様との「共創」により、リモートワーク・遠隔医療/教育の推進等をはじめとしたICTによる社会課題の解決を通じて、デジタル田園都市国家構想の推進やサステナブルな社会の実現に貢献していく考えです。</p> <p>○ そのために、今後も新たなパートナーの開拓を進めていくとともに、パートナーの皆様からのご要望等にお応えし、継続的にサービスの運用フローの改善や様々な形でのビジネス支援、サービス・設備の高度化等を進め、光サービス卸をより使いやすいものにしていくことで、光コラボレーションモデルの普及・拡大を図っていく考えです。</p> <p>○ 直近においては、当社光サービスの需要の見通しは非常に厳しい状況であり、加えて現に2023年度の加入光ファイバの接続料が上昇したように、これまでのようなトレンドでのコスト低減は見込めない中ではありますが、コラボ事業者様とともに純増が低迷する光サービスの需要を改めて喚起するため、2023年9月に更なる卸料金値下げを実施したところです。今回の値下げも含めた複数回にわたる自主的な値下げにより、2023年度末までの累計値下げ額は2,100億円規模となっております。</p> <p>○ また、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証において、接続料相当額や営業コストといった現時点のコストだけではなく、市場・競争環境の変化や、事業者要望や設備老朽化等への対応、今後のコストや需要の見通しといった事項も含めて、総合的に検証を行うことで、卸料金の妥当性が適切に評価されているものと考えます。</p> <p>○ 加えて、卸料金に関する情報開示については、法令で義務付けられた「当年度の接続料相当額指数」と「卸料金と接続料相当額との差額の用途」に加えて、卸料金の更なる透明性向上のため、自主的に2025年度までの接続料相当額指数の見通しを開示したところです。</p> <p>○ 光コラボレーションモデルにおいては、本来、卸元・卸先間で取引額の水準について縛り引きを続けるのではなく、双方で連携を行い、コストの効率化やサービスの魅力度向上を図り、サービスの競争力を高めることが重要だと考えておりますが、当社としては今後も光サービス卸の料金設定の考え方等について、ご理解をいただけるよう、開示可能な情報を用いて引き続き丁寧な説明を行っていく考えです。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>考え方47</p> <p>○ 今回の検証における貴社からの説明については、今後の接続料相当額指数の推移を示したこと等の点において、卸料金の透明性に一定の寄与があったと思われ、その点は一定の評価をすべきと考えます。</p> <p>○ 他方で、本報告書案のとおり貴社による光サービス卸の卸料金検証については、説明が十分でない旨の意見が継続して寄せられているところ、卸料金と接続料相当額の関係について、卸元事業者による説明が不十分である場合には、「その他の検証」の目的である適正な交渉を促進する為の透明性が十分に確保できていないとの疑念が生じ、結果として前提となる代替性に関する評価にも影響を及ぼし得ることから、貴社におかれでは、単なる時点更新に留まらず、本研究会の指摘や関係事業者のニーズを真摯に受け止めて、その内容を十分に踏まえて検証を実施することが必要と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>意見48</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 直近2022年度までの卸料金と接続料相当額の差額については、一時的な要因により拡大してきたものであり、2023年度には卸料金の値下げや接続料相当額の上昇により縮小する見通し。本報告書の内容も踏まえ、今後の状況についても、丁寧に説明していく考え。 ● 卸料金の設定は、光サービス卸が可能な限り全国均一のスペックで提供しており、東西均一料金の方が運用しやすいという事業者の意見を踏まえ、東西で提供料金を同一としている。 ● 東西別の料金設定については、一部の卸先事業者から東西別が望ましいとの意見があったことを踏まえ、今後、卸先事業者から広く意見を聴取し、検討していく考え。 	<p>考え方48</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 直近2022年度までの卸料金と接続料相当額の差額については、コロナ禍におけるリモートワークの急速な普及による光サービスの特需や、景気悪化に伴う資本コストの減少の影響、2019年度に実施した光ファイバケーブルの耐用年数見直し（減価償却費の将来への先送り）及び加入光ファイバ接続料における過去分の乖離額調整の影響等による一時的な要因により拡大してきたものであり、2023年度には卸料金の値下げや接続料相当額の上昇により縮小する見通しですが、本報告書の内容も踏まえ、今後の状況についても、丁寧に説明していく考えです。 ○ 卸料金の設定に当たっては、光サービス卸が可能な限り全国均一のスペックで提供しており、効用が同一であることや、東西均一料金の方が運用しやすいという事業者様の意見を踏まえ、東西で提供料金を同一としています。 ○ 東西別の料金設定については、東西同一料金が良いとお考えのコラボ事業者様やエリア限定で事業展開されているコラボ事業者様のご意見、エンドユーザや地域経済への影響を踏まえた慎重な検討が必要であると考えていますが、東西別が望ましいと一部事業者様からの意見があったことを踏まえ、今後コラボ事業者様から広くご意見をお伺いし、検討していく考えです。 <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本研究会において、貴社からは卸料金と接続料相当額の差額について「卸料金の値下げや接続料相当額の上昇によって縮小していく見通し」（第81回会合資料81-2）との御説明があったと承知しています。貴社においては、卸先事業者や構成員等からの指摘等を受け止めて、差分の適正性について、一層丁寧に説明されることが適當と考えます。 ○ また、東西別の料金設定については、東西同一料金を設定している理由、背景等について、貴社から卸先事業者に対して十分な説明を行う必要があると考えます。 ○ その上で、貴社においては、どの程度の卸先事業者が東西別の料金設定を希望しているか等について卸先事業者に対して確認し、その内容を踏まえて検討・判断することが適當と考えます。 	無

2. モバイル音声卸における代替性の検証

<p>意見49</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プレフィックス自動付与機能について、IP網移行の中継料金等の先行きが不透明であること、中継事業者の設備において障害があった場合にMVNO側で回避できない点等に課題があること、MVNOによるIMS接続の実績は無く、引き続き協議が必要な状況であり実装までに一定の期間や網改造料等の多大な費用を要する可能性が想定されることから、代替性確保については引き続き注視が必要な状況と考える。 ● モバイル音声卸における代替性の検証は引き続き評価保留とし、IMS接続の実装状況等を踏まえて改めて検証を行うことが適当であるとの本報告書案の考え方方に賛同。 	<p>考え方49</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ プレフィックス自動付与機能について、固定電話網のIP網への移行の中継料金等の先行きが不透明であること、中継事業者の設備において障害があった場合にMVNO側では回避できない点等に課題があること、また、IMS接続について、当委員会としては一部のMVNOとMNOでの協議が開始されていると認識しているものの、現時点においてMVNOによるIMS接続の実績は無く、引き続き協議が必要な状況であることや、実装までには一定の期間や網改造料等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 	無

<p>の多大な費用を要する可能性も想定されるため、モバイル音声の代替性確保については引き続き注視が必要な状況と考えます。</p> <p>○ この点、モバイル音声卸における代替性の検証においては、引き続き評価を保留とし、IMS接続の実装状況等を踏まえて改めて検証を行うことが適当であるとの本報告書案の考え方賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>		
<p>意見50</p> <ul style="list-style-type: none"> ● モバイル音声卸の卸料金の透明性を確保していくためには、IMS接続による代替性を確保していくことが重要。 ● IMS接続の実現に取り組むMVNOに対するMNOからの更なる情報提供や支援を促進し、必要に応じMNOへのインセンティブ付与（例：周波数割当時の評価項目に含める等）といった施策等を検討することを要望。 	<p>考え方50</p>	
<p>○ 現在、多数のMVNOが採用しているプレフィックス自動付与機能による接続においては2025年のIP網への移行に伴う中継事業市場への影響が不透明である中、モバイル音声卸の卸料金の透明性を確保していくためには、IMS接続による代替性を確保していくことが重要だと考えます。</p> <p>○ 一方で、MVNOによるIMS接続の実現に向けては、情報の非対称性に起因する障壁や網改造費の負担という大きな設備投資の発生などのリスクが存在することも想定されることから、IMS接続の実現に取り組むMVNOに対するMNOからの更なる情報提供や支援を促進いただくとともに、必要に応じMNOへのインセンティブ付与（例：周波数割り当て時の評価項目に含める等）といった施策等を検討いただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 本報告書案のとおり、総務省においては、MNOとMVNOの間の情報の非対称性の解消状況やIMS接続の実装状況等を踏まえて、改めて代替性検証を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ IMS接続の実現に向けた施策等に関する御意見については、参考として承ります。</p>	無
<p>意見51</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プレフィックス自動付与機能の提供により、当社と契約しているMVNOの多くは既に接続へ移行していること及び当社は一部のMVNOからIMS接続に係る接続申込を受諾して提供に向けて検討を実施していることから、IMS接続の実現を待たずとも代替性評価は可能と考える。 	<p>考え方51</p>	
<p>○ 2021年2月のプレフィックス自動付与機能の提供によって、当社と契約している大宗のMVNOは、既に接続へ移行していること、また、当社は現にIMS接続について複数のMVNOとも積極的な事業者間協議を実施しており、一部のMVNOからIMS接続に係る接続申込を受諾して提供に向けて検討を実施していることから、IMS接続の実現を待たずとも音声接続による代替性評価は可能と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 考え方50のとおりです。</p>	無
<p>意見52</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既にプレフィックス自動付与機能を提供済みであること、IP網移行後もMVNOはプレフィックス中継接続を利用可能であること、「中継事業者の設備において障害があった場合にMVNO側では回避できない」といった一部MVNOからの意見については、中継事業者の設備を利用するか必要な設備を自前で用意するかは各MVNOの経営判断次第であること、MNOとMVNOとの間の情報の非対称性は解消されていると考えられること、音声卸料金は着実に低廉化していること、プレフィックス自動付与機能の検証に当たっては、IMS接続の交渉状況を踏まえる必要はないことから、代替性評価を速やかに実施することを強く要望。 	<p>考え方52</p>	
<p>○ モバイル音声卸における代替性検証を引き続き保留することとなった状況は、次のとおり考えるため、代替性評価を速やかに実施いただくことを強く要望します。</p> <p>■ プレフィックス自動付与機能について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は既にプレフィックス自動付与機能を提供済みであり、モバイルのスタッフテストにおいても、プレフィックス自動付与機能を採用している契約者数が過半数のため、接続ベースでの検証を実施していることを踏まえれば、実質的に代替性が認められる状況と考えます。 	<p>○ 考え方50のとおりです。</p>	無

- ・ IP網への移行の影響に関しては、IP網の移行に伴い、中継サービスを辞める事業者は存在せず、かつ、IP網移行後もMVNOはプレフィックスサービスを継続利用する認識です。
- ・ また、IP網移行に伴い、中継事業者側のコストが増加することで中継料金が高額となるような特殊要因はないと想定されることから、IP網移行の影響は代替性評価を保留する理由にはなりえないと考えます。
- ・ 一部MVNOからは「中継事業者の設備において障害があった場合にMVNO側では回避できない」といった課題があるとの意見がありましたが、中継事業者の設備を利用するか必要な設備を自前で用意するかは各MVNOの経営判断次第であることから課題にはなり得ないと考えます。

■MNOとMVNOとの間の情報の非対称性について

- ・ 当社は卸先事業者に対して、接続料相当額、及び卸料金と接続料相当額との差分で回収が見込まれている費用項目を既に開示していることから、既にMVNOとの情報の非対称性は解消されているものと考えます。
- ・ また、音声接続料はモバイル音声卸料金のコストの一要素であることから音声接続料の変動がモバイル音声卸料金の水準へ一定程度反映されるものであり、当社としても接続料水準の推移等も踏まえ、毎年度音声卸料金の見直しを検討しています。
- ・ 本研究会第81回（令和6年2月21日）で当社から説明のとおり、当社モバイル音声卸料金は着実に低廉化していることから、「現時点では卸契約交渉の状況の変化や卸料金の低廉化は必ずしも確認できない」との指摘には当てはまらないと考えます。

■IMS接続について

- ・ 本研究会第68回（令和5年2月20日）にて総務省殿から「代替性検証の趣旨を考えると、接続という道が1つ開いていれば、代替性は存在すると見えるかと思います。その機能が存在することによって、卸交渉の適正化に寄与するという意味ではIMS接続とプレフィックス自動付与機能と双方が丸にならなくてはいけないかというと、必ずしもそうではないのではないかと事務局としては考えてございます。」との発言もあったとおり、プレフィックス自動付与機能の検証にあたっては、IMS接続の交渉状況を踏まえる必要はないと考えます。

【ソフトバンク株式会社】

・第4章 卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸役務等の協議の適正化）

意見	考え方	修正の有無
2. 固定通信分野		
意見53 <ul style="list-style-type: none"> ● 卸電気通信役務の適正性確保について、卸先事業者の予見可能性の向上、事業者間協議の適正性向上による競争の活性化につながるよう、本研究会で引き続き議論することを要望。 ○ 卸電気通信役務の適正性の確保については、卸先事業者の予見可能性が向上し、事業者間協議の適正性向上による競争の活性化につながるよう、貴省の研究会等の場で引き続き議論して頂きたいと存じます。 【楽天モバイル株式会社】 	考え方53 <ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 	無
意見54 <ul style="list-style-type: none"> ● 光サービス卸における卸料金の検証について、卸料金と営業費や接続料との中長期的な関係性等に関する次の情報を開示すべき。 ● 総務省においては、本報告書案に基づき、卸元事業者と卸先事業者の卸協議において課題が生じていないか等について引き続き注視を要望。 ● 卸料金と卸料金の原価にあたる接続料相当額の乖離が大きくなっているかいないよう、総務省における継続的な注視を要望するとともに、法令の整備などにより、卸料金の低廉化が進むことを期待。 	考え方54	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案の考え方に対する賛同いたします。 ○ 光サービス卸における卸料金の検証については、NTT東西殿から光サービス卸のビジネスモデルについて「単年度のコスト変動に応じてリニアに料金を連動させる性質のものではない」とのご説明があつたことを踏まえれば、卸料金と、営業費や接続料との中長期的な関係性等の情報が開示されることにより、これまでよりも卸先事業者側で接続料相当額の変動に対する卸料金の水準が妥当か否かを確認することができるようになると想えますので、卸料金と営業費や接続料との中長期的な関係性等に関する次の情報を開示すべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ どのようなスパンのコスト・市場環境を見据えて卸料金を決定しているのか ・ 接続料相当額以外の要素をどのように勘案しているのか ・ 接続料改定と同時期に卸料金の見直しが行われない理由 ○ 総務省殿においては、本報告書案に基づき、卸元事業者と卸先事業者の卸協議において課題が生じていないか等について引き続き注視いただくようお願いいたします。 ○ また、光サービス卸の卸料金については、これまでも意見提起してきたとおり、接続料との一定の連動性が確保されるべきものと認識しており、卸料金と卸料金の原価にあたる接続料相当額の乖離が大きくなっているかいないよう、総務省殿において今後も継続的に注視いただくとともに、法令の整備などにより、卸料金の低廉化が進むことを期待いたします。 <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会・FVN委員会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 本報告書案のとおりNTT東日本・西日本による光サービス卸の卸料金検証については、説明が十分でない旨の意見が継続して寄せられているところ、卸料金と接続料相当額の関係について、卸元事業者による説明が不十分である場合には、「その他の検証」の目的である適正な交渉を促進するための透明性が十分に確保できていないとの疑念が生じ、結果として前提となる代替性に関する評価にも影響を及ぼし得ることから、NTT東日本・西日本においては、単なる時点更新に留まらず、本研究会の指摘や関係事業者のニーズを真摯に受け止めて、その内容を十分に踏まえて検証を実施することが必要と考えます。 	無
意見55 <ul style="list-style-type: none"> ● NDAなどの契約条件がようやく昨年末に整い、今後、協議を促進することが必要。総務省の関与も含めた方策を要望。 	考え方55	

<p>○ NTT東西と卸契約を締結する個々の事業者とは両者間の交渉力の差が大きいことから、卸契約事業者側は業界団体としてNTT東西と交渉することが必要と考えられ、そのためのNDAなどの契約条件がようやく昨年末に整いましたが、まだ端緒についたばかりの段階で実質的には踏み込んだ協議はまだ十分に行われており、今後これを促進することが必要と考えています。そのため、総務省様の関与も含めた方策をお願いしたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>○ 相対協議を基本とする卸協議において、御意見のとおり、特定卸電気通信役務制度の趣旨を踏まえて、引き続き卸元事業者と卸先事業者・事業者団体の双方が真摯に協議を進めすることが必要であり、本研究会においてその状況に係る定点把握を継続することが適当と考えます。</p>	無
<p>意見56</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 卸料金と接続料相当額の差額については、依然として定量的な説明がなされていないと認識しており、各項目の多寡についても定量的に示されるべき。本研究会において情報が適切に提示され、検証が行われるべき。併せて、情報提示義務については、総務省を中心として市場動向を確認のうえ、今後の検討を要望。 <p>○ 情報提示義務の対象について、ガイドラインや省令で公開すべき情報として接続料相当額との差分、営業費関連の情報を入れることについて定めることに賛同します。卸料金の構成要素については、第七次報告書では、「より一層丁寧な説明を行うことが適当」と整理されたところですが、卸料金と接続料相当額の差額で回収するコストについては、NTT東西殿より定性的な説明が積み上げられているのみで依然定量的な説明がないと認識しています。また各項目の多寡については定量的に示されるべきと考えます。本研究会に情報が適切に提示され、適切に検証が行われるべきと考えます。併せて情報提示義務については総務省様を中心として、市場のチェックを引き続き行った上で今後検討いただければと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>考え方56</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案のとおり、特定卸役務に関する制度については、本研究会において卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化や、事業者間協議の状況に係る定点把握を継続する必要があると考えます。 ○ その上で、本報告書取りまとめ以降一定期間を経過してもなお協議が十分に進展しない場合、必要に応じて本研究会において提案のあった追加的な措置を検討することが適当と考えます。 	無
<p>意見57</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光サービス卸については、市場における影響の大きさから、接続と同等レベルの規制・検証がなされるべき。NGNのISP接続に係るメニューが実現しない現状においては、接続と卸の代替性について改めて検証されるとともに、光サービス卸のメニュー化が検討されるべき。 <p>○ 当協会が本研究会第80回でプレゼンしたように、光サービス卸は市場におけるその影響の大きさから、接続と同等レベルで規制・検証がなされるべきと考えます。NGNのISP接続メニューが実現しない現状では、今後接続と卸の代替性について改めて検証され、光サービス卸の接続メニュー化が検討されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>考え方57</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 光サービス卸については、接続との代替性が「不十分」であるとして、「その他の検証」及び「時系列検証」がNTT東日本・西日本において行われているところ、現時点では、これらの検証を含む指定設備卸役務に関する制度の在り方を見直すべき状況にはないと考えます。 ○ 他方で、本報告書案のとおりNTT東日本・西日本による光サービス卸の卸料金検証については、説明が十分でない旨の意見が継続して寄せられてい 	無

		るところ、卸料金と接続料相当額の関係について、卸元事業者による説明が不十分である場合には、「その他の検証」の目的である適正な交渉を促進する為の透明性が十分に確保できていないとの疑惑が生じ、結果として前提となる代替性に関する評価にも影響を及ぼし得ることから、NTT東日本・西日本においては、単なる時点更新に留まらず、本研究会の指摘や関係事業者のニーズを真摯に受け止めて、その内容を十分に踏まえて検証を実施することが必要と考えます。	
意見58	● 卸元事業者は市場及び卸先事業者に対して極めて大きな影響力を有することから、卸役務の規律は強化が必要。厳格な検証及び接続との代替性の確保を要望。 ○ 通信政策特別委員会公正競争ワーキンググループ（第4回）で当協会がプレゼンしましたとおり、NTT東西殿はFTTH市場において81%のシェアを有し、うち71%を卸で提供している現状では、市場における極めて大きな影響力、卸先事業者に対する極めて大きな影響力より卸役務の規律は強化が必要と考えます。公正競争の確保の観点からは、特に指定設備を用いる卸役務の適正性等の確保が重要であり、厳格な検証及び接続との代替性の確保が求められています。 【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】	考え方58	
意見59	● ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスは、FTTHアクセスサービスとは別サービスに分類されると考える。NTT東日本・西日本の市場影響力は依然として高く、光サービス卸の代替性の再検証は不可欠。 ○ ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスはFTTHの工事完了までの短期間の利用や居住期間が短い学生などの利用等ある程度の需要に対しては代替性はあるものの、基本的には別のサービスと分類されると考えられます。上記に記載の通り、NTT東西殿の市場での影響力は依然として極めて大きく、光サービス卸の代替性の再検証は不可欠と考えます。 【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】	考え方59	
		○ 卸役務の検証と接続との代替性については、考え方57のとおりです。 ○ 光サービス卸の再検証に関する御意見については、参考として承ります。 ○ なお、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとFTTHアクセスサービスとの代替性については、電気通信事業分野における市場検証（令和5年度）年次レポートP23において、一定のシナリオを前提とした分析・検証結果が示されており、 ・個人向けの固定系ブロードバンドサービスにおいては、FTTHアクセスサービスとワイヤレス固定BB（共用型）の間に代替性があると認識されている一方、法人向けの固定系ブロードバンドサービスにお	無

	<p>いては、代替性があるとまでは認識されていないことがうかがえる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスが個人向けか法人向けかという違いにより、利用者の代替性の認識に違いが見受けられたことを踏まえ、引き続き、個人向けのサービスと法人向けのサービスの認識については注視する必要があるとされているところです。 	
意見60	考え方60	
<ul style="list-style-type: none"> ● 今後、団体協議を含む事業者間協議を実施していくが、NTT東日本・西日本による情報開示等が進んでおらず、総務省による今後の協議進展の促進、追加措置の検討についてお願いする。 <p>○ 団体協議を含む事業者間協議は今後実施していくものの、事業者間協議におけるNTT東西殿からの情報開示等は進んでおらず、総務省様による今後の協議進展の促進、追加的な措置のご検討をよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定卸役務に関する制度については、施行後の初年度を経過した時点であり、評価すべき点と注視すべき点が混在している状況を踏まえ、引き続き、NTT東日本・西日本と卸先事業者・関係団体において事業者間協議を継続して実施することが適当と考えます。 ○ その上で、本研究会において卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化の状況や、事業者間協議の状況を注視し、本研究会の報告書取りまとめ以降一定期間を経過してもなお、卸先事業者と卸元事業者の協議が十分に進展した等と認められない場合、必要に応じて、追加的な措置を検討することが適当と考えます。 	無
意見61	考え方61	

<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定卸電気通信役務に関する情報開示義務に基づき、NTT東西殿からは令和7年度までの接続料相当額の指数を開示しているものの、本研究会第81回（令和6年2月21日）事業者ヒアリングにおけるNTT東西殿の「コスト（接続料相当額・営業コスト）の短期的な増減をリニアに卸料金に反映させることは困難」との説明を踏まえれば、開示された接続料相当額指数と単年度の卸料金との連動性は現状なく、接続料相当額指数の状況を基に接続事業者が卸料金の妥当性の判断や開示情報を協議に活用することはできないため、複数年度の接続料相当額及び卸料金と接続料相当額との間で回収される費用の推移とそれぞれのコストが卸料金に与える影響について説明することが必要と考えます。 ○ 本研究会第80回（令和6年2月1日）事業者ヒアリングでの当社資料の10頁にある通り、FTTH事業における回線毎営業費用は減少傾向にあり、光サービス卸の開始以降、卸先事業者による顧客獲得にシフトしたために、接続料以外の「その他営業費等」も減少かつ実額も微小と想定されます。一方で、本研究会第80回（令和6年2月1日）事業者ヒアリング資料11頁にある、これまでの光サービス卸検証の結果を基にした当社推計によれば、接続料以外の「その他営業費等」は上昇しており、実際のFTTH事業収支を基にした営業費用推移と異なる傾向を示すため、透明性が十分に確保されていないと考えます。これまでに4回実施された光サービス卸検証結果の中でも卸料金と接続料相当額の差額で回収される費用の状況については、説明がなされておらず、第3回光サービス卸検証を踏まえた、「『接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書（案）』に対する意見及びその考え方」の中で、それまでの本研究会における関係事業者等及び構成員からあった指摘等を踏まえ、「より一層丁寧な説明を行うことが適当」との総務省殿の考え方が示されているにもかかわらず、第4回光サービス卸検証及びその後の本研究会でのヒアリングの中でNTT東西殿からは十分説明がなされておらず、協議は進展していない状況であるため、総務省殿においては本研究会の報告書とりまとめ以降一定期間経過を待たずに、営業費相当額に係る情報の開示を求めるためにNTT東西殿に対して要請を出し、総務省殿及び本研究会の中で営業費相当額の推移やその適正性を確認すべきと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定卸役務に関する制度については、施行後の初年度を経過した時点で評価すべき点と注視すべき点が混在している状況を踏まえ、引き続き、NTT東日本・西日本と卸先事業者・関係団体において事業者間協議を継続して実施すべきと考えます。 ○ その際、NTT東日本・西日本においては、卸先事業者における卸料金の妥当性の判断や事業者間協議の進展に資するよう、卸料金の中長期的な決定方法について継続的に明らかにし、透明性の確保に努めるべきと考えます。 ○ その上で、本研究会において卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化や、事業者間協議の状況に係る定点把握を継続し、本研究会の報告書取りまとめ以降一定期間を経過してもなお、卸先事業者と卸元事業者の協議が十分に進展した等認められない場合に、必要に応じて、追加的な措置を検討することが適当と考えます。 	無
<p>意見62</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひかり電話ネクストの卸提供は、加入光ファイバを用いた電話単体サービスであり、メタルを用いた電話サービスを提供する事業者にとって主要な代替サービスの一つであることから、引き続き特定卸役務の対象とすべき。 	<p>考え方62</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ NTT東西殿のメタル設備が2035年に維持限界を迎えることが表明された中、加入光ファイバを用いた電話単体サービスであるひかり電話ネクストの卸提供は、メタルを用いた電話サービスを提供する事業者にとって主要な代替サービスの一つとなると考えられることから引き続き特定卸役務の対象とすべきと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案のとおり、ひかり電話ネクストについては、ひかり電話・フレッツ光・加入電話等既存サービスとは提供形態等が異なった性質であること、現状接続による代替性がないこと等を踏まえ、双方向番号ポータビリティ実現までの間において、競争環境への影響や代替性等を継続的に検討した上で、特定卸電気通信役務の範囲から除外するか否か判断すべきと考えます。 ○ なお、双方向番号ポータビリティ実現までに、メタル回線の縮退を進める場合の代替サービスの具体的な提供計 	無

	画が必ずしも明らかにならない場合において、直ちに特定卸電気通信役務の範囲から除外するという対応を探することは困難であると考えます。	
意見63	<p>● 卸役務に係る更なる競争促進には、事業者間協議が実質的・活発に行われるための環境整備が必要であり、卸料金の適正性・予見性を高める観点から、営業費に関連する情報も含めて、情報開示の在り方について早急に見直しを行うことが適當。</p> <p>● ユーザー1回線当たりの接続料相当額の差異について、後発事業者との競争環境にどのような影響を与えるか、本研究会で確認することが適當。</p> <p>● 今般の接続料の上昇に対して、主端末回線1芯線に収容する契約者数の平均値である収容率の多寡により1ユーザー当たりの負担額のインパクトが異なる点など、新規事業者の参入や既存事業者の新規エリア拡大に際しては収容率が低い状態から競争を行う必要があることから、参入障壁となり得るため、公正競争上の課題があると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 固定通信における特定卸電気通信役務制度については、「(4) 考え方」の「①総論」において、「制度開始後半年程度経過したのみであり、今後、事業者間協議が進展する可能性があることや、上記の通り評価すべき点・注視すべき点が混在していることを踏まえると、現時点において、更なる制度的対応の要否等について結論を出すべき状況とは言えない」とされています。 ○ 他方で、構成員からは、「情報開示が不十分で（事業者間協議が十分に機能していないとされた改正電気通信事業法施行前の）そのような当時の状況が、なかなか改善されていない」、さらに、「現在の制度の下では、卸料金の妥当性に関する十分な情報提供や説明がされておらず、卸先事業者は十分な予見性を得られていない状況にある」ため、「例えば情報提示義務の対象について、ガイドラインや省令で公開すべき情報として営業費関連の情報を入れてはどうか」との指摘があったところです。 ○ 特定卸電気通信役務に係る更なる競争を促進するには、事業者間協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図ることが必要であり、卸料金の適正性・予見性を高める観点から、営業費に関連する情報も含めて、情報開示の在り方について早急に見直しを行うことが適當であると考えます。 ○ ひかり電話ネクストと接続の代替性につきましては、優先パケット転送機能などの対応により議論が行われていますが、その他考慮すべき点として、「移動通信分野及び固定通信分野におけるスタックテ스트に係る指針等の改定に係る意見募集の結果及び各指針等の公表並びに接続料等と利用者料金との関係の検証等の実施についての要請」（令和5年11月22日）における「固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案に関する総務省殿の「考え方」で、「接続料相当額の差異が競争関係に及ぼす影響については、今後の加入光ファイバ接続料の算定方法の議論の中で、必要に応じて考慮することとします」とされていることからも、ユーザー1回線当たりの接続料相当額の差異について、後発事業者との競争環境にどのような影響を与えるかにつきましては、本研究会でご確認いただくことが適當であると考えます。 ○ 公正競争を確保する観点からは、今般の接続料の上昇に対して、主端末回線1芯線に収容する契約者数の平均値である収容率の多寡により1ユーザー当たりの負担額のインパクトが異なる点などについても、新規事業者の参入や既存事業者の新規エリア拡大に際しては収容率が低い状態から競争を行う必要があることから、参入障壁となり得るため、公正競争上の課題があると考えます。 	考え方63 考え方63

【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】

<p>意見64</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 卸先事業者への卸料金に関する情報開示については、法令で義務付けられた「当年度の接続料相当額指数」と「卸料金と接続料相当額との差額の用途」に加え、事業者団体に対して、自主的に2025年度までの接続料相当額指数の見通しを開示・説明し、個別協議にて卸検証報告書の内容を説明する等、取組を行ってきた。 ● 光サービス卸の料金設定の考え方等について、今後も協議にて丁寧に説明する等、市場拡大に向けて取り組んでいきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ○ コラボ事業者様への卸料金に関する情報開示については、法令で義務付けられた「当年度の接続料相当額指数」と「卸料金と接続料相当額との差額の用途」に加えて、卸料金の更なる透明性向上のため、FVN委員会様やJAIPA様に対し、自主的に2025年度までの接続料相当額指数の見通しを開示・説明するとともに、個別に協議にて卸検証報告書の内容をご説明する等、取組を行ってきたところです。 ○ また、こういった情報等も活用しながら、光サービス卸の料金設定の考え方等について今後も協議にて丁寧に説明し、卸料金に関するご理解を深めていただくとともに、FTTH市場を盛り上げていくべきパートナーとして、ともに知恵を絞り、サービスの競争力を高め、市場拡大に向けて取り組んでいきたいと考えております。 	<p>考え方64</p>	
<p>意見65</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 営業コストに関する定量的な情報は、営業戦略の肝となる情報であり、極めて重要な経営情報。そのため、当該情報の開示は当社のみが一方的に競争上の不利益を被るとともに、設備構築事業者とサービス提供事業者の間及びサービス提供事業者との間の健全な競争を歪めるため、開示することは不可能。(費用項目の構成比についても、営業コストの凡そその規模感が類推可能となることから機密性は同様) ● 総務省及び本研究会構成員限りで営業コストに関する定量的な情報を可能な限り開示することを検討していくとともに、卸先事業者には開示可能な情報を用いて引き続き真摯に協議を実施し、丁寧な説明を行う考え。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 営業コストに関する定量的な情報は、当社がどのような販売支援リソースやサービス運営体制で競争市場に向き合っていくかという営業戦略の肝となる情報に他ならず、競争の根幹を成す極めて重要な経営情報です。 ○ そのため、こうした情報の開示は当社のみが一方的に競争上の不利益を被ること、また、設備構築事業者とサービス提供事業者の間及びサービス提供事業者の間の健全な競争を歪めるこ 	<p>考え方65</p>	<p>無</p>

<p>とになるため、開示することはできません。（費用項目の構成比についても、営業コストの凡その規模感が類推可能となることから機密性は同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ なお、総務省及び本研究会構成員限りで営業コストに関する定量的な情報を可能な限り開示することを検討していくとともに、光コラボ事業者様には開示可能な情報を用いて引き続き真摯に協議を実施し、丁寧な説明を行う考えです。 <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>業者の協議が十分に進展した等と認められない場合、追加的な措置の検討を行うことが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ なお、追加的な措置が必要となった場合は、本報告書案のとおり、貴社の正当な利益を著しく害さないよう配慮しつつ、開示すべき情報の具体的な範囲・開示方法を検討する必要があると考えております。
<p>意見66</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光 I P 電話は、第七次報告書にて「双方向番号ポータビリティが可能となった場合は、特定卸電気通信役務の範囲から除くことが適当」と整理されたものと承知しており、その後の状況に変化はない認識。 ● 電話サービスは、サービスをコストミニマムかつ安定的に提供する「維持・縮退フェーズ」に移行している状況であり、今回論点として挙げられているひかり電話ネクストも含め、競争政策に係る新たな規制の導入は不要。 ● 特定卸の要件（公正競争上の影響の多寡）や代替性検証の要件（卸先事業者から具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと考えられる指定設備卸役務）に該当しないと考えているが、本報告書案を踏まえ、公正競争への影響について、今後の本研究会等での議論において丁寧に説明する考え。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社としては、「役務の柔軟性を確保するため相対契約を基本とする」というのが現行の卸役務の制度趣旨であることを踏まえれば、規制対象は卸の制度趣旨を損なわない必要最小限の範囲に限るべきであると考えます。 ○ 特定卸電気通信役務の範囲に係る光 I P 電話の扱いについては、第七次報告書にて「双方向番号ポータビリティが可能となった場合は、特定卸電気通信役務の範囲から除くことが適当」と整理されたものと承知しており、その後の状況変化はないものと考えております。 ○ 電話サービスは、無料アプリ通話やSNS等の隆盛によって、今や多様なコミュニケーション手段の1つに過ぎなくなっています。特に固定電話市場は既に顧客獲得を事業者間で競う「競争フェーズ」から、サービスをコストミニマムかつ安定的に提供する「維持・縮退フェーズ」に移行している状況であり、今回論点として挙げられているひかり電話ネクストも含めて、競争政策に係る新たな規制を導入する必要性はないものと考えます。 ○ また、ひかり電話ネクストは需要の縮退したフレッツ光ライトの後継として提供開始したサービスであり、その施設数の割合は電話サービス市場全体に対して0.03%、固定電話市場全体に対して0.2%（卸のみでは0.07%）と公正競争に与える影響は限りなく少ないものと考えます。（2023年12月末時点） ○ したがって、特定卸の要件（公正競争上の影響の多寡）や代替性検証の要件（卸先事業者から具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと考えられる指定設備卸役務）に該当ないと考えております。本報告書案を踏まえ、公正競争への影響について、今後の本研究会等での議論において丁寧に説明する考えです。 <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>考え方66</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 光 I P 電話に関して第七次報告書では、光サービス卸の卸先事業者において、第一種指定設備との接続等により光 I P 電話の提供が可能であることも鑑み、「双方向番号ポータビリティが可能となった場合は、特定卸電気通信役務の範囲から除くことが適当」と整理されております。今回、本研究会にて指摘されているように、ひかり電話ネクストについては、整理当時には提供されていなかったところ、従来のひかり電話等とは提供形態等が異なる事に加えて、現状接続による代替性がないことから、新たに特定卸電気通信役務の範囲から除外するか否かの判断が必要となるものと承知しております。 ○ 特定卸役務に関する規律の趣旨は、卸役務が、当事者間の協議を通じて柔軟な提供条件を可能とする相対契約を基本としていることを踏まえ、協議の円滑化による料金等の適正性の確保を

	<p>図るものです。このため、法の規定を踏まえ、「競争関係に及ぼす影響が少ないとする指定設備卸役務」に係る規律の対象を状況に応じて適切に設定していく必要があるものと考えます。</p> <p>○ このような点を踏まえ、ひかり電話ネクストは、双方向番号ポータビリティ実現までの間において、競争環境への影響や代替性等を継続的に検討したうえで、特定卸電気通信役務の範囲から除外するか否かを判断することが適当と考えます。</p>	
--	---	--

3. 移動通信分野

意見67	<p>● 費用配賦見直しについて、激変緩和措置として、MVNOの事業運営や競争環境への影響について配慮されたことに感謝。</p> <p>● 費用配賦見直しにより音声接続料の低廉化が見込まれるところ、MNOや中継事業者からMVNOへの音声卸料金に反映されることが期待できると想定するため、本報告書案のとおり、今後の検証等にて状況を確認することを要望。</p> <p>○ 費用配賦の見直しについては、算定方法の共通化等により、原価算定の適正性向上につながるものと認識している一方で、現状もMVNOはコストの太宗をデータ接続料が占めるため、費用配賦の見直しに伴ってデータ接続料が値上げとなればMVNOの経営に重大な影響を与える可能性が高いと想定しております。</p> <p>○ この点、激変緩和措置として、MVNOの事業運営や競争環境への影響についてご配慮いただいたことに感謝申し上げます。</p> <p>○ また、今回の費用配賦の見直しにより音声接続料の低廉化が見込まれるところ、MNOや中継事業者からMVNOへの音声卸料金に反映が期待できると想定しておりますので、本報告書案に示されたとおり、今後の検証等にて状況をご確認いただくようお願ひいたします。</p>	考え方67
意見68	<p>● 5Gホームルーターサービスが特定卸役務に含まれることが適当とする本報告書案の考え方に対する賛同とともに、検討いただいたことに感謝。</p> <p>● 他方、総務省においては、付加的な機能と考えられる位置特定機能や端末設備の提供に係るMNOとMVNO間の協議状況について注視いただくことを要望。</p> <p>● 総務省においては、5G（SA方式）に係る卸協議の状況を注視し、必要に応じて更なる制度整備等について検討することを要望。</p> <p>○ 5Gホームルーターサービスが特定卸役務に含まれることが適当と示されたことは、事業者間の適正な競争関係の確保に寄与すると考えることから、本報告書案の考え方に対する賛同とともに、当委員会アンケート結果やMVNOからの要望等を踏まえ、検討いただいたことに感謝申し上げます。</p> <p>○ 他方、付加的な機能と考えられる位置特定機能や端末設備の提供はについて、MNO3社からは具体的な要望があ</p>	考え方68

<p>れば真摯に対応するとの説明があったところ、総務省においては本機能等に係るMNOとMVNO間の協議状況について注視いただくことを要望いたします。</p> <p>○ なお、既にMNO各社から5G（SA方式）の「高速・大容量通信」といった特長の一部を活用した商用サービスが開始されていることを踏まえると、今後、MNOとMVNOに差が生じた状態で5G（SA方式）を用いた本格サービスが提供・拡大されることは、公正競争の観点から望ましくなく、ひいてはMVNO振興を含む競争政策を後退させ、Society 5.0の実現をも阻害することとなると考えるため、総務省においては5G（SA方式）に係る卸協議の状況を注視いただきつつ、必要に応じて更なる制度整備等について検討いただくようお願いいたします。</p>	<p>務省においては、MNOとMVNO間のイコールフッティングを確保する観点から、事業者間協議の状況を引き続き注視していくことが適当と考えます。</p>
<p>意見69</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当社は、5Gホームルーターサービスについて、MVNOからの具体的な要望があれば、卸提供を検討していく考え。 <p>○ 当社は、5Gホームルーターサービスについて、MVNOからの具体的な要望があれば、卸提供を検討していく考えです。</p>	<p>考え方69</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案のとおり、MNOにおいては、5Gホームルーターサービスの卸役務の提供について、MVNOから具体的な要望があった場合には、協議を行うことが適当と考えます。
<p>意見70</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「MNOが自社の利用者向けに提供の終了予告をしているもの又は終了を予定しているもの」は、特定卸役務から除外すべき。 <p>○ 「MNOが自社の利用者向けに提供の終了予告をしているもの又は終了を予定しているもの」については、本研究会第七次報告書で以下整理されたとおり、特定卸役務から除外すべきと考えます。</p> <p>※本研究会第七次報告書抜粋 (前略) ただし、これらのサービスのうち、適正な競争関係に及ぼす影響が少ない次のサービスについては、特定卸役務に含めないことが適当である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ MNOが現に自社の利用者向けに提供していないもの（5G（SA方式）の一部形態による提供を含む。） ・ MNOが自社の利用者向けに提供の終了予告をしているもの又は終了を予定しているもの ・ 携帯電話サービス及び全国BWAサービスに付随して提供されるもの ・ 競争を目的としていないもの </p>	<p>考え方70</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案のとおり、特定卸役務の範囲については、市場の競争環境の変化に合わせて柔軟に見直すことが必要と考えられ、新たに特定卸役務に追加すべき卸役務が提供開始された場合や、役務提供終了等により除外すべき卸役務が明らかとなった場合には、必要に応じて対応することが適当と考えます。
<p>意見71</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当社は、引き続きMVNOが柔軟なサービス提供を行えるように創意工夫しながらMVNO向けに新たな施策を検討していく考え。 <p>○ 当社は、帯域設定変更の柔軟化に留まらず、引き続き、MVNOが柔軟なサービス提供を行えるように創意工夫をしながらMVNO向けに新たな施策を検討していく考えです。</p>	<p>考え方71</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ MNOにおいては、事業者間協議を踏まえ、指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等に取り組むことが適当と考えます。

・第5章 MNOとMVNOの間のイコールフッティングの確保（モバイルスタックテスト）

意見	考え方	修正の有無
3. 検証対象サービス等の選定		
意見72 <ul style="list-style-type: none"> ● 料金近接性の確認において、二種指定事業者のサービス等の料金に割引を考慮する場合は、可能な限り二種指定事業者とMVNOの割引条件をそろえて比較すべき。少なくとも、FTTHセット割引については、MVNOの会計上、当該セット割引の原資がモバイル・固定双方から支出されているのであれば、二種指定事業者と同様に割引を考慮して料金近接の判断を実施すべきと考える。 	考え方72	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 料金近接性の確認において、二種指定事業者のサービス等の料金に割引を考慮する場合は、MVNOにおいても同様の割引を考慮するなど、可能な限り二種指定事業者とMVNOの割引条件を揃えて比較すべきと考えます。少なくとも、FTTHアクセスサービスとのセット割引については、MVNOの会計上、当該セット割引の原資がモバイル・固定双方から支出されているのであれば、二種指定事業者と同様に割引を考慮して料金近接の判断を実施すべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動通信分野における接続料等と利⽤者料⾦の関係の検証に関する指針(以下「モバイルスタックテスト指針」という。)において、MNOが提供しているサービス等にFTTHアクセスサービスとのセット割引が存在し、MVNOが提供しているサービス等にもFTTHアクセスサービスとのセット割引が存在する場合には、MVNOのサービス等についてもセット割引を考慮した料金で比較することとされております。 ○ なお、本報告書案のとおり、今回の検証では、MVNOから、FTTHアクセスサービスとのセット割引に係る割引額は、全額FTTHアクセスサービスの料金の割引である旨の説明があったことから、MVNOのサービス等の料金からはFTTHアクセスサービスとのセット割引額は全額控除せずに料金近接性の確認を行っており、この考え方について一定の合理性があると考えます。 	無
意見73 <ul style="list-style-type: none"> ● 料金近接性の確認におけるFTTHセット割引額について、MNO3社で共通の算出方法を適用すべきと考える。 	考え方73	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、料金の近接性を確認する際のFTTHセット割引額の算出方法については、恣意性を排除するために、MNO3社で共通の算出方法を適用すべきと考えます。 ○ また、算出方法の整理にあたっては、各社が主張する方法のメリット・デメリットを勘案して総合的に判断することが必要と考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案のとおり、料金近接性の確認を行う際には、検証対象サービス等の選定後に実際にMNOにおいて検証を行う際の方法で比較を行うことが合理的ですが、なるべく簡便な方法で比較することが望ましいと考えます。この点も 	無

		踏まえ、いただいた御意見については、本研究会において検証を行う合理性を確認する際の参考とさせていただきます。	
4. MNOによる検証結果の妥当性			
意見74		考え方74	
<ul style="list-style-type: none"> ● データ接続料相当額について、サービス等ごとの値ではなく同一の値を用いて算定することは、適切に検証することができないおそれがあると考える。 ● 特に、サブブランド等の検証時に、最繁時トラヒック量及び最繁時集中率にメインブランドの値が含まれる場合は、実態よりも大きい値が用いられることとなり、データ接続料相当額が過小となる可能性があると想定される。 ● 対象サービス等ごとの値を直接把握することが難しい場合、この推定値を算出するなど、より実態に沿った検証を行うことが、検証の適正性向上及び公正な競争環境の確保に資するものと考える。 			
<ul style="list-style-type: none"> ○ データ接続料相当額の算定において、MNO各社は設備容量の上限値および最繁時のトラヒック量、最繁時集中率について、メインブランドやサブブランドなどブランド等に関わらず同一の値を採用しており、同一ネットワーク内で提供するプラン毎に特定することが困難であるという主張がされており、本報告書案でも一定の合理性があるとされておりますが、あらゆるプラン等において原価の大半を占めるデータ接続料相当額の単価が同一になることは、対象プラン等の接続料と利用者料金の関係を適切に検証することができないおそれがあるものと考えます。 ○ 特に、メインブランドには大容量プランや容量無制限プランなどが含まれることに加えて、利用者数も相対的に多く、サブブランド等の検証時に、最繁時のトラヒック量及び最繁時集中率にメインブランドも勘案した値を用いた場合には、実態よりもトラヒック量が大きくなり、データ接続料相当額が過少となる可能性もあると想定されます。 ○ この点、MNO各社にて対象プランごとの値を直接把握することが難しい場合、例えば、対象プラン毎の推定値を算出する等、より実態に沿った検証を行うことが、検証の適正性向上および公正な競争環境の確保に資するものと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案のとおり、データ接続料相当額の計算方法については、全てのプランを同一のネットワークで提供しているため、プランごとの最繁時トラヒック量等を特定することが困難であるとのMNOの説明には一定の合理性があると考えられるため、全ブランド共通の値を採用することが適当と考えます。 	無	
【株式会社オプテージ】			
5. 次回以降の検証の進め方			
意見75		考え方75	
<ul style="list-style-type: none"> ● irumo（3GB及び6GB）について、利用者料金と接続料等との関係は価格圧縮による不当な競争を引き起こすものではないと認められたと承知。 ● したがって、irumo（3GB及び6GB）について利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、今回の検証から状況変化がみられない限りは、再度の検証を行わないことに賛同。 			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回検証の対象となった当社が提供するirumo(3GB及び6GB)は、いずれも利用者料金による収入と当該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用の差分が営業費相当額を下回らないものであり、当該対象サービス等の利用者料金と接続料等との関係は価格圧縮による不当な競争を引き起こすものではないと認められたものと承知しております。 ○ したがって、当社は、本報告書（案）に従い、irumo(3GB及び6GB)について利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、今回の検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないことに賛同いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 	無	
【株式会社NTTドコモ】			

<p>意見76</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今回の検証対象となったサービス等について、利用者料金の低廉化や接続料相当額の上昇がない限り、再度の検証を行わないこととする本報告書案に賛同。 ● MVNOだけでなく、MNOからの意見も十分に確認した上で、検証要否に関する合理性の判断を実施することを要望。 ● 「検証に用いた具体的な数値及びその算出過程」について、次回検証において、仮に今回提出されたものよりも、より細かな粒度での提示を求める場合は、対応可否含めMNOの意見を十分に確認の上、検討することを要望。 	<p>考え方76</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の検証対象となったサービス等については、利用者料金の低廉化や接続料相当額の上昇がない限り、今回の検証で確認された、「利用者料金による収入と当該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用の差分が営業費相当額を下回らない状況」からの変化はないと考えられるため、基本的に再度の検証を行わないこととする本報告書案に賛同します。 ○ また、臨時の検証を含めて本検証の実施を検討する際は、今回の検証と同様に研究会等の場において、MVNOだけでなく、二種指定事業者からの意見も十分に確認いただいたうえで、検証要否に関する合理性判断を実施いただくことを要望します。 ○ 加えて、総務省殿に報告する「検証に用いた具体的な数値及びその算出過程」については、次回検証においても、今回検証で総務省殿に事前に確認のうえ提出した粒度を想定していますが、仮により細かな粒度での提示を求める場合は、事前に対応可否も含め、二種指定事業者の意見を十分に確認のうえ検討いただきたいと考えます。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 検証対象の選定に当たって、本研究会において検証を行う合理性を確認する際には、引き続き関係事業者の意見を聴取しつつ、検討を行うことが適当と考えます。 ○ MNOが検証に用いた具体的な数値及びその算出過程については、少なくとも今回の検証に当たって報告のあったものと同等の、総務省においてその検証結果を確認することが可能である報告を求めることが適当と考えます。 	無
<p>意見77</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引や特定決済方法割引を考慮し、次回のモバイルスタックテストから見直しを行うことが適当であるとする本報告書案の考え方方に賛同。 ● モバイルルーターサービスやケーブルテレビサービスとのセット割引についても、次回の検証から考慮することを要望。 	<p>考え方77</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状、モバイル市場においてはMNOサブブランドの料金値下げや廉価プランの登場等によりMNOとMVNOの料金水準が近接し、料金面と品質面のバランス等で優位なMNOサブブランド・廉価プランへの流出が増加する等、競争環境に影響が生じている状況と認識しているところ、MNOとMVNOのイコールフッティングの確保のためには、実際の市場環境や競争状況に応じた柔軟な検証を行うことが重要と考えます。 ○ この点、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引や特定決済方法割引を考慮し、次回のモバイルスタックテストより見直しを行うことが適当である旨が示された本報告書案の考え方方に賛同いたします。 ○ また、一部のMNOにおいては、モバイルルーターサービスとのセット割引やケーブルテレビサービスとのセット割引も行われているところ、モバイル市場の競争環境へ与える影響を鑑みれば、これらのセット割引についても、次回の検証から考慮することを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 本報告書案のとおり、一部のMNOにおいて行われているモバイルルーターサービスとのセット割引やケーブルテレビサービスとのセット割引をモバイルスタックテストにおいて考慮することについては、総務省において、モバイルスタックテスト指針の見直しの検討に当たり、慎重に検討することが適当と考えます。 	無
<p>意見78</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引について、FTTHアクセスサービスとのセット割引と同じ按分方法を適用することが適当と考える。 	<p>考え方78</p>	

<p>● 様々な割引サービスが存在する中、どこまでそれらを考慮する必要があるかについては、慎重な検討が必要と考える。</p> <p>○ 次回以降の検証において考慮することが適當とされたワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引について、ガイドラインに規定されているFTTHアクセスサービスとのセット割引と同じ区分方法を適用することが適當と考えます。</p> <p>○ なお、様々な割引サービスが存在する中、今後、モバイルスタックテストにおいて、どこまでそれらを考慮する必要があるかについては、モバイル市場の競争へ与える影響やかかる規制コスト等を踏まえ、慎重な検討が必要と考えます。</p>	<p>【KDDI株式会社】</p>	
<p>意見79</p> <p>● モバイルスタックテストにおけるセット割引の考え方について、今後も検証を継続することを要望。</p> <p>○ モバイルスタックテストにおけるセット割引の考え方については、価格圧縮による不当な競争を引き起こす事態が生じることのないよう、今後もイコールフッティングの観点からの検証を継続して頂きたいと存じます。</p>	<p>【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 総務省においては、モバイルスタックテスト指針の見直しの検討に当たり、慎重に検討することが適當と考えます。</p>
<p>意見80</p> <p>● データ接続料相当額・営業費相当額の計算方法において、引き続き全ブランド共通の値を用いて検証を行うことが適當とされたことに賛同。</p> <p>○ データ接続料相当額・営業費相当額の計算方法において、引き続き全ブランド共通の値を用いて検証を行うことが適當とされたことに賛同いたします。</p>	<p>【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案のとおり、総務省において、モバイルスタックテスト指針について必要に応じて見直しを行うことが適當であり、今後も、当該指針に基づいた検証が行われることが適當と考えます。</p>
<p>意見81</p> <p>● 接続会計を基に直近5年間の平均値によって営業費相当額を算出するという現在の方法を維持するとする本報告書案に賛同。対象サービス等ごとに営業費相当額を算出することは極めて困難かつ不適當であり、現状の算出方法を維持すべきと考える。</p> <p>○ 接続会計を基に直近5年間の平均値によって営業費相当額を算出するという現在の方法を維持する本報告書案に賛同いたします。営業費の管理の実態及び性質を踏まえれば、対象プランやブランド毎に営業費相当額を算出することは極めて困難かつ不適當であり、現状の算出方法を維持すべきと考えます。</p>	<p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案のとおり、接続会計を基に直近5年間の平均値によって営業費相当額を算出するという現在の方法は、各社のモバイルサービスにおける平均的な営業費相当額を算出するという点で、一定の合理性があると考えられることから、引き続き現在の方法を維持することが適當と考えます。</p>
<p>意見82</p> <p>● 「競争ルールの検証に関する報告書 2024（案）」における通信料金割引規制に関する見直しが実施される場合は、モバイル市場の競争状況に急激に影響を及ぼすおそれもあることから、モバイルスタックテストにおいて、実際の競争状況等に応じた柔軟かつ実効性のある検証を実施することを要望。</p> <p>○ 「競争ルールの検証に関する報告書 2024（案）」の通信料金割引規制に関する考え方の中で「今般の見直</p>	<p>【KDDI株式会社】</p>	<p>○ モバイルスタックテスト指針において</p>

<p>しにより認めることとなる通信料金割引については、MNOとMVNO間のイコールフッティングを確保する観点から、MNOの設定する料金が価格圧迫による不当な競争を引き起こすものでないことを確認するために実施している、移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証（モバイルスタックテスト）においても考慮される」と示されております。</p> <p>○ この点、仮に、通信料金割引規制に関する当該見直しが実施される場合は、モバイル市場の競争状況に急激に影響を及ぼすおそれもあることから、モバイルスタックテストにおいては従来の検証内容に加え、至近の競争状況（例えば、至近の新規獲得における提供料金等の適正性の検証等）を確認いただく等、実際の競争状況等に応じた柔軟かつ実効性のある検証を実施いただくことを要望いたします。</p>	<p>では、利用者料金に関する割引については、指定事業者が提供するサービス等の利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額を算出し、利用者料金の額から控除することとされているため、通信料金割引規制の見直しにより通信料金割引が認められる場合には、モバイルスタックテストにおいても考慮されることが適當と考えます。</p> <p>○ モバイルスタックテストにおいて、従来の検証内容に加え、柔軟かつ実効性のある検証を要望するとの御意見については、参考として承ります。</p>	
<p>意見83</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 競争ルールの検証に関するWGにおける通信料金割引規制の見直しで検討されている新規契約に係る通信料金割引は、新規契約者のみに発生する費用であり、営業費相当額について、メインブランドも含めた全ブランド共通の値を採用した場合には、多くの顧客を抱えるMNOでは営業費相当額が過少に算出される懸念があると考えており、営業費相当額はブランドごとの新規加入者で按分するなど至近の情勢変化や競争環境を反映した費用算出がなされることが望ましいと考える。 ● 通信料金割引規制に関する見直し後、競争環境の実態に即した検証につながる制度等を検討することを要望。 	<p>考え方83</p>	
<p>○ 競争ルールの検証に関するWGにて議論がなされている『事業法第27条の3の規律の見直し』等はモバイル市場に変化をもたらすだけではなく、スタックテストの検証結果へ影響を及ぼすものと受け止めており、競争ルールの検証に関する報告書2024（案）においても『通信料金割引については、（中略）移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証（モバイルスタックテスト）においても考慮される』とされています。</p> <p>○ 特に、『事業法第27条の3の規律の見直し』にて検討されている新規契約に係る通信料金割引は新規契約者のみに発生することから、メインブランドも含めた全ブランド共通の値を採用した場合には、多くの顧客を抱えるMNOでは営業費相当額が過少に算出される懸念があると考えており、営業費相当額はブランドごとの新規加入者で按分するなど至近の情勢変化や競争環境を反映した費用算出ができることが望ましいと考えます。</p> <p>○ この点、各種規制の見直し後にスタックテストの対象プランやスタックテストの実施タイミングと各種費用の算出方法について、競争環境の実態に即した検証につながる制度等を検討いただくようお願いいたします。</p>	<p>○ モバイルスタックテストにおいては、通信料金割引は、新規獲得費用ではなく、利用者料金に関する割引として、利用者料金の額から控除されることになると考えます。</p> <p>○ なお、営業費相当額の考え方については、本報告書案のとおり、接続会計を基に直近5年間の平均値によって営業費相当額を算出するという現在の方法は、各社のモバイルサービスにおける平均的な営業費相当額を算出するという点で、一定の合理性があると考えられることから、引き続き現在の方法を維持することが適當と考えます。</p> <p>○ 通信料金割引規制の見直し後に、スタックテストの対象サービス等や実施タイミングについて検討することを要望するとの御意見については、必要に応じて総務省において検討することが適當</p>	無

と考えます。

・第6章 5G（SA方式）時代におけるネットワーク機能開放の推進

意見	考え方	修正の有無
4. 考え方 意見84 <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案の考え方方に賛同。 ● 一方、MNOが5G（SA方式）での商用サービスを開始し始めている中、MVNOへの5G（SA方式）の機能提供が実現されない状況が長期化すれば、MVNOによる5G（SA方式）のサービスの開始時期が後ろ倒しとなり、利用者利便の向上やSociety5.0の実現を阻害する可能性があると考える。 ● 特に、L2接続相当について、「国際標準化の確定後には速やかに協議を進展させることが適当」とする本報告書案の考え方方に賛同。 ● 総務省において、MNOとMVNO間の協議状況を注視し、国際標準化の状況把握等の取組を検討することを要望。 	考え方84 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 5G（SA方式）の特長を活かした多種で高度なサービスを用いてMNOとMVNOが互いに競争することが、利用者利便の更なる向上やSociety5.0の早期実現につながるものと考えるところ、5G（SA方式）により飛躍的に強化・高度化されるネットワークの機能を、MNOと同時期に、MNOと同等の自由度でもってMVNOが扱えるようになることは、公正な競争環境の確保には重要であると考えますので、本報告書案の考え方方に賛同いたします。 ○ 一方で、現状においてMNOが5G（SA方式）での商用サービスを開始し始めている中、L2接続相当は国際標準化の遅延等の理由により、MVNOへの5G（SA方式）機能提供が実現されておらず、この状況が長期化すれば、MVNOによる5G（SA方式）のサービスの開始時期が後ろ倒しとなり、利用者利便の向上やSociety5.0の実現を阻害する可能性があると考えております。 ○ 特に、③L2接続相当はMVNOの導入意向が強く、MNO各社とも協議を始めている状況にあり、『国際標準化の確定後には速やかに協議を進展させることが適当』とする本報告書案の考え方方に賛同いたします。 ○ 総務省殿においては、5G（SA方式）に係るMNOとMVNO間の協議状況を注視いただくとともに、国際標準化活動の状況把握などの取組みをご検討いただくことを要望いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 本報告書案のとおり、総務省においては、MNOとMVNO間のイコールフッティングを確保する観点から、事業者間協議の状況を引き続き注視していくことが適当と考えます。 	無
意見85 <ul style="list-style-type: none"> ● 当社は、L2接続相当の提供に向けて、中継事業者を介した接続方式の国際ローミング標準化が確定したことを受け、引き続きMVNOとの協議を積極的に実施している。 ● 今後、MVNOからの接続申込の時期等について認識合わせを行っていく考え。 ● 引き続き、MVNOが実現したいサービス提供のイメージを具体化した上で、MVNOとの相互理解を深め、事業者間協議を進展させていく考え。 	考え方85 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、5G（SA方式）L2接続相当の提供に向けて、中継事業者を介した接続方式（Rel.18）の国際ローミング標準化が2024年3月に確定したことを受け、引き続きMVNOとの事業者間協議を積極的に実施しています。 ○ 今後、事業者間協議を通じて事前にMVNOが希望する提供時期や接続方式を確認しながら、MVNOからの接続申込の時期等について認識合わせを行っていく考えです。 ○ 引き続き、5G（SA方式）の各機能開放形態を含め、MVNOが実現したいサービス提供のイメージを具体化した上で、MNOとMVNOの相互理解を深め、事業者間協議を進展させていく考えです。 	○ 考え方84下段のとおりです。	無

【株式会社NTTドコモ】		
意見86 <ul style="list-style-type: none"> ● 当社は、L2接続相当と同等の仕組みである5G（SA方式）での国際ローミングの国際標準化が確定した旨の情報提供を実施しており、その他の接続形態についても状況に進展があった場合はMVNOに対して適宜情報提供を行う考え。 ● フルVMNO（RANシェアリング）については、事業者間での無線リソースの制御方法等の検討・整理に加え、国際標準化も必要であることから、まずはそれらの課題解決を図る必要があると考える。 	考え方86	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は③L2接続相当に關し、L2接続相当と同等の仕組みである5G（SA方式）での国際ローミングの国際標準化が確定した旨の情報提供を実施しており、その他の接続形態についても状況に進展があった場合はMVNOに対して適宜情報提供を行う考えです。 ○ ④フルVMNO（RANシェアリング）については、事業者間での無線リソースの制御方法、トラフィック制御など広範な検討・整理に加え、国際標準化も必要であることから、まずはそれらの課題解決を図る必要があると考えます。 【ソフトバンク株式会社】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 考え方84下段のとおりです。 ○ フルVMNO等の新たな機能開放形態については、本報告書案のとおり、MNOにおいては、スライシング等の5G（SA方式）ならではのサービスの進展に応じて、MNOからMVNOへの情報提供を充実させ、MVNOが実現したサービス提供イメージを具体化できるよう、事業者間で基本的な認識合わせを進めることができます。 	無
意見87 <ul style="list-style-type: none"> ● 5G（SA方式）のネットワークの機能開放の推進については、5G（SA方式）の将来展開に関する情報の充足状況、提供方法・技術条件等の検討・協議状況、MECやスライシングを活用した具体的なサービス提供に向けた検討の状況等を考慮した上で、総務省において適切に検討を進めることを要望。 	考え方87	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 5G（SA方式）におけるネットワーク機能開放の推進については、5G（SA方式）のビジネス展開や提供エリア情報など将来展開に関する情報の充足状況、国際標準化の動向を見ながらの提供方法・技術条件等の検討・協議の進展状況、各社におけるMECやスライシングを活用した具体的なサービス提供に向けた検討の状況等を考慮した上で、貴省において適切に検討を進めて頂きたいと存じます。 【楽天モバイル株式会社】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 考え方84下段のとおりです。 	無
5. L2接続相当のアンバンドル機能化に向けて		
意見88 <ul style="list-style-type: none"> ● MVNOの導入意向が強いL2接続相当の機能開放を実現することが必要不可欠であり、要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置付けることが適当との旨が示された本報告書案の考え方方に賛同。 ● 今後の協議状況によっては、MVNOによる5G（SA方式）サービスの開始時期が大きく遅延する可能性があると危惧。 ● MNOとMVNOに差が生じた状態で、5G（SA方式）を用いたサービスが提供開始されることは公正競争の観点から望ましくないため、総務省においてMNOとMVNOとの間の協議状況等の動向を注視し、機能開放に関する検討状況等について、MNOへヒアリングするなど、協議推進に向けた取組を検討することを要望。 	考え方88	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動通信市場において継続的に多様なサービスが生みだされ、Society5.0の基盤となる5GやBeyond5Gの発展のためには、有限希少な周波数資源の有効利用の観点から、少数のMNOが設備を保有する構造が避けられない中、多数のMVNOが事業参入できるように「設備を保有するMNO」と「保有しないMVNO」が同じ条件で設備を利用することができるイコールフッティングの確保が必要不可欠であると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 本報告書案のとおり、総務省においては、L2接続相当をアンバンドル機能と 	無

<ul style="list-style-type: none"> ○ この点、MVNOが、現行のサービスと同等の自由度や柔軟性を確保した形で、将来にわたって持続的に事業を行っていくには、導入意向が強い「L2接続相当」について機能開放を実現することが必要不可欠であり、要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当との旨が示された本報告書案の考え方賛同いたします。 ○ なお、既にMNOより5G（SA方式）の提供が開始されている一方で、国際ローミングの標準化が速やかに進展する場合であっても、L2接続相当の機能開放は2026年度以降との見込みが示されておりますが、今後の協議状況によっては、MVNO各社の5G（SA方式）導入に向けた検討や設備構築等に影響を及ぼすおそれがあり、その結果、MVNOによる5G（SA方式）サービスの開始時期が大きく遅延する可能性があると危惧しております。 ○ この点、MNOとMVNOに差が生じた状態で5G（SA方式）を用いたサービスが提供開始されることは、公正競争の観点から望ましくなく、ひいてはMVNO振興を含む競争政策を後退させ、Society 5.0の実現をも阻害することになると考えるため、総務省殿においてはMNOによる5G（SA方式）に係る機能開放に向けたMNO-MVNO間の協議状況等の動向を注視いただきつつ、機能開放に関する検討状況や実現見込み時期等について、MNOへヒアリングいただく等、協議推進に向けた取り組みを検討いただくようお願い申し上げます。 	<p>位置づけるタイミングについて、MNO 3社に対して要請した四半期ごとのL2接続相当の機能開放に係る検討課題、検討状況及び実現時期の見込みに係る報告内容等を踏まえ検討することが適当と考えます。</p>
<p>意見89</p> <ul style="list-style-type: none"> ● L2接続相当について、MNOによってMVNOからの当該機能の提供希望時期が異なる可能性があり、また、MNO間の設備構成や採用ベンダの違いからMNOとして機能開放が可能となる時期もMNOによって異なる可能性があり、一部MNOがMVNOへ提供できる見込みが立っていない段階で「アンバンドル機能」に位置付けてしまうと、当該MNOは法令違反となってしまうおそれがあるため、「アンバンドル機能」と整理するかどうかやその時期等について、慎重に検討する必要があると考える。 	<p>考え方89</p>
<p>○ 5G（SA方式）のL2接続相当によるMVNOへの機能開放については、弊社としてはMVNOからの要望の実現に向けて引き続き真摯に協議しているところですが、MNOによってMVNOからの当該機能の提供希望時期が異なる可能性があり、また、MNO間の設備構成や採用ベンダの違いからMNOとして機能開放が可能となる時期もMNOによって異なる可能性があるため、一部のMNOが提供できる見込みが立っていない段階で「アンバンドル機能」と位置付けてしまうと、当該MNOは第二種指定電気通信設備接続料規則違反となってしまう恐れがあるため、「アンバンドル機能」と整理するかどうかやその時期等について、慎重に検討する必要があると考えます。</p>	<p>○ L2接続相当については、本報告書案のとおり、早急に機能開放を進めることが必要であり、MVNOガイドラインに記載されたアンバンドル要件を満たす場合には、速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当と考えます。</p> <p>○ 本報告書案のとおり、総務省においては、L2接続相当をアンバンドル機能と位置づけるタイミングについて、MNO 3社に対して要請した四半期ごとのL2接続相当の機能開放に係る検討課題、検討状況及び実現時期の見込みに係る報告内容等を踏まえ検討することが適当であり、その際には、必要に応じて頂いた御意見も踏まえ、検討することが適当と考えます。</p>

・第7章 第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性の向上

意見	考え方	修正の有無
3. 考え方		
意見90 <ul style="list-style-type: none"> ● 情報開示のあり方について、実績額（開発時に要した改修費用、および当該改修費用における接続料への影響額）や接続料へ影響が生じる期間など、情報開示手続き及び開示する情報を具体的に規定することが適当とされたことについて賛同。 	考え方90	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続関連システム経費の適正化のためには、当該費用を負担する接続事業者がその適正性を判断し、また接続料への影響額を把握できる情報の開示が重要と考えます。 ○ 今回、NTT東・西殿が情報開示の充実に向けた方向性を示されたことに加え、NTT東・西殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款において、弊社から要望した実績額（開発時に要した改修費用、および当該改修費用における接続料への影響額）や接続料へ影響が生じる期間など、情報開示手続き及び開示する情報を具体的に規定することが適当とされたことについて賛同いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 	無
【KDDI株式会社】		
意見91 <ul style="list-style-type: none"> ● 指定設備接続約款において、開示する情報の内容について本報告書案に賛同。 	考え方91	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続関連システム経費に関する開示情報については、報告書P139に記載のとおり、下記の内容とすることが望ましいと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> A) 開発・改修する想定機能数及び必須／付加の別 B) 機能毎の想定費用及び接続料（コロケーション料金・手続費等を含む。）への想定影響額／影響期間 C) B) の確定額 D) 開発規模に関する情報（想定ライン数） ○ 一方、十分な情報開示がなさないため円滑な事業者間協議を行うことが困難な場合には貴省により適切な措置がなされるよう検討をお願い致します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ また、事業者間協議において適正性を確認できない場合等については、接続事業者には開示できない個々の情報について説明を求める等して、総務省において、接続約款認可プロセスの中で適正性を確認することが適当と考えます。 	無
【楽天モバイル株式会社】		
意見92 <ul style="list-style-type: none"> ● 接続料原価たるシステム関連経費のコストについて、報告書案の考え方で示された情報開示の在り方に賛同。 ● 総務省においては、接続約款認可プロセスの中で、NTT東日本・西日本によるベンダーとの交渉の実施状況や、機能ごとの開発規模・工数等の妥当性の検証の結果に関する適正性等について、十分な審査が必要。 ● 報告書（案）で示されたとおり、適切な接続料の算定方法について、今後、議論を深めていくことが必要であり、具体的には、接続料原価たる設備管理運営費や報酬（β値、自己資本比率、自己資本利益率等）などの在り方について、次期算定期間に向けて適切な見直しを行うことが必要。 	考え方92	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料原価たるシステム関連経費のコストについて、報告書（案）の「3. 考え方」で示された情報開示のあり方に賛同いたします。開示する情報については、弊社意見に加え、KDDI殿の「実績額、回線管理運営費に影響が生じる期間を新たに情報開示いただきたい」との意見について開示の対象とされたことに賛同いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ また、事業者間協議において適正性を確認できない場合や、NTT東日本・西 	無

<ul style="list-style-type: none"> ○ また、ソフトバンク殿意見のとおり、開示不可の情報についても、「総務省等の守秘義務を持つ中立的な第三者に情報を開示し、適正性を確認する等の方法が考えられる」ことから、総務省殿におかれては、接続約款認可プロセスの中で、NTT東日本・西日本殿によるベンダーとの交渉の実施状況や、機能ごとの開発規模・工数等の妥当性に関する適正性等について、十分に審査いただくことが必要と考えます。 ○ 接続料については、弊社意見のとおり、2025年度以降も報酬水準等の上昇が見込まれる中、接続料の適正化による競争の活性化を図ることが必要であり、報告書（案）のとおり、「加入光ファイバ接続料を接続事業者にとって利用しやすいものとする」ことが必要であるため、適切な接続料の算定方法について、早急に検討を開始し、議論を深めていくことが必要と考えます。具体的には、接続料原価たる設備管理運営費や報酬（β値、自己資本比率、自己資本利益率等）などの在り方について、適切な見直しを行うことが必要と考えます。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】 	<p>日本による効率的なシステム調達に疑惑が生じた場合に関しては、総務省において、接続事業者には開示できない個々の情報について説明を求める等して、今後の接続約款の認可プロセスの中で適正性等を確認することが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ なお、報酬額に係る個別論点に関する御意見については、参考として承ります。 	
<p>意見93</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東日本・西日本に対して、システム意見交換会の開催目的や開発・改修プロセスの丁寧な説明を要望。 ● 特定事業者のみが利用する機能の開発・改修については、利用事業者による個別の費用負担（網改造料）として整理されることを要望。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者間の接続関連システムの開発・改修プロセスが不明瞭のため、東日本電信電話株式会社（以下、「NTT東」という。）殿・西日本電信電話株式会社（以下、「NTT西」という。）殿による「申込受付などにかかるシステム」の改修などに関する意見交換会（システム意見交換会）の開催目的や開発・改修プロセスの丁寧な説明を要望します。 ○ また、アンバンドルシステム・非アンバンドルシステムに関わらず、明らかに特定の用途を前提とした特定の事業者しか利用しない機能の開発・改修については、その利用事業者が個別に費用負担（網改造料）で整理いただくことを要望します。 【中部テレコミュニケーション株式会社】 	<p>考え方93</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者の意見・要望を十分考慮しながら、接続関連システムの開発・改修プロセス等について丁寧に説明を行うことが適当と考えます。 ○ 網改造料については、従来より、基本的には特定の事業者のみが利用する機能について、当該機能を利用する事業者が個別に負担する費用とされております。その上で、接続料の算定方法に関しては、その利用実態等を踏まえ、必要に応じて個別のケースごとに検討されることが適当と考えます。 	無
<p>意見94</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東日本・西日本においては、接続関連システムの改修を行う場合は、調整を行うことによる具体的な支障について十分に説明を行うことを前提に、次の点について、全ての接続事業者に影響があることに留意しつつ、接続事業者間で協議を行い、合意を得て進めるべき。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細仕様の開示時期または提供開始日を調整、若しくは並行運用期間を設けること ・ NTT東日本・西日本間での提供開始日の統一 ・ リリース前に接続事業者側でのシステムが正常に動作するかを確かめるために試験環境を設けること 	<p>考え方94</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本研究会第79回（令和5年12月19日）事業者ヒアリングにおける当社説明の通り、NTT東西殿の接続関連システムの改修を行う場合には、接続事業者側のシステム対応も発生するため、接続事業者への影響の考慮が必要です。したがって、本報告書案に記載の通り、次の点について、調整を行うことによる具体的な支障についてNTT東西殿が十分に説明を行うことを前提に、全ての接続事業者に影響があることに留意しつつ、接続事業者間で協議を行い、合意を得て進めるべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続事業者のシステム対応時期を考慮し詳細仕様の開示時期または提供開始日を調整、若しくは並行 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開発スケジュールについては、NTT東日本・西日本において、調整を行うことによる具体的な支障について十分に説明を行うことを前提に、全ての接続事業者に影響があることに留意しつつ、接続事業者間で協議を行い、合意を得て対 	無

<p>運用期間を設けること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西殿間での提供開始日の統一 ・ リリース前に接続事業者側でのシステムが正常に動作するかを確かめるために試験環境を設けること 【ソフトバンク株式会社】 	<p>策を進めることが適当と考えます。</p>	
<p>意見95</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続による市場参入の活性化のためには、安定性や予見性の確保など、接続事業者にとって利用しやすい接続料の在り方の整理が非常に重要。 ● 景気動向や金融政策次第では報酬額の上昇に伴う接続料の更なる上昇が懸念されており、2025年度の接続料からの算定方法の見直しに向けて「接続料の算定等に関する研究会」等の場での検討を強く要望。 	<p>考え方95</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ NTT東殿・NTT西殿の保有・提供する光ファイバは、経済社会や国民生活にとって重要なインフラであることは言うまでもなく、今や5GやFTTH等のいわゆるブロードバンドサービスの提供に必要不可欠な存在です。 ○ その重要な設備の更なる利活用の促進、それによる効率性の向上のためには、接続による事業者の市場参入は非常に有効な公正競争環境整備の手段であると考えます。 ○ 接続による市場参入の活性化のためには、接続料の低廉化もちろんですが、安定性や予見性の確保など、接続事業者にとって利用しやすい接続料の在り方の整理が非常に重要な要素であると考えます。 ○ しかしながら、令和6年度の加入光ファイバに係る接続料改定等の認可申請においては、「接続料の算定等に関する研究会」での議論結果を踏まえ、報酬の算定のうち、自己資本利益率の算定方法について見直しがなされ、報酬の過度な上昇は抑制されているものの、NTT西殿の自己資本比率増に伴う報酬の増加（7億円）やリスクフリーレート上昇に伴う報酬が増加（NTT東殿：10億円、NTT西殿：7億円）により、接続料が値上げとなり、接続事業者の安定的なサービス提供に少なからぬ影響を与えています。 ○ 今後も景気動向や金融政策次第では報酬額の上昇に伴う接続料の更なる上昇が懸念されます。 ○ ついては、第8次報告書での左記記載、また、令和6年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等に関する答申における記載（「報酬額の動向が加入光ファイバ接続料に大きな影響を与えることを踏まえると、総務省においては、資本調達の実態を適切に反映する観点から、今後も報酬率の推移について注視するとともに、必要に応じ見直しを検討することが適当と考えます。（※考え方15）」）を踏まえ、2025年度の接続料からの算定方法の見直しに向けて「接続料の算定等に関する研究会」等の場で早期に検討を着手していただくことを強く要望します。 【中部テレコミュニケーション株式会社】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入光ファイバの接続料の算定方法等に関する御意見については、参考として承ります。 	無
<p>意見96</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者の予見性を高める観点でNTT東日本・西日本は加入光ファイバ接続料に影響を与えるメタルサービス廃止の詳細な廃止計画を開示し加入光ファイバ接続料への単金影響を明らかにすべきと考える。 ● 次年度の料金算定に向けて算定方法の適正化について早急に議論が必要。 ● 第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和6年度の接続料の改定等）の意見募集における考え方の通り、まずは日本電信電話株式会社とNTT東日本・西日本の資本調達の実態を明らかにしたうえで、現状の算定で用いる自己資本比率が適正な値かを確認、議論することが必要。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 加入光ファイバの令和6年度接続料に関しては、国債利回りの上昇により令和5年度に行われた将来原価認可申請時の予測単金から加算での調整が入っており、直近国債利回りが上昇基調にあることから、令和7年度及びそれ以降も接続料の上昇が見込まれます。さらに、NTT東西殿が公表したメタルサービスの廃止計画に伴い、ドライカッパと加入光ファイバでコスト配賦をしている電柱・土木設備等の共通設備の設備管理運営費及びレートベースがメタルサービスの契約数の減少に伴い加入光ファイバの配賦率が上昇し、加入光ファイバ接続料の上昇が予測されます。 ○ 5Gやブロードバンドサービスの更なる展開を行うにあたり、ますます加入光ファイバの重要性が高まる状況にあ 	<p>考え方96</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加入光ファイバの接続料の算定方法等に関する御意見については、参考として承ります。 	無

る中、円滑にNTT東西殿の加入光ファイバへの接続が行えるようにする必要があるため、事業者の予見性を高める観点でNTT東西殿は加入光ファイバ接続料に影響を与えるメタルサービス廃止の詳細な廃止計画を開示し加入光ファイバ接続料への単金影響を明らかにすべきと考えます。また、本報告書案に記載されるソニーネットワークコミュニケーションズ殿の「令和5年度接続料においては、大幅な値上げがなされ、今後も報酬水準等の上昇が見込まれる中、接続料の適正化による競争の活性化の議論が必要。」との意見の通り、次年度の料金算定に向けて算定方法の適正化について早急に議論が必要と考えます。

- 加入光ファイバ接続料は、メタルサービスの廃止による設備管理運営費の上昇に加え、レートベースの増加により報酬が大きく上昇する見込みであり、この影響により加入光ファイバ接続料も上昇するものと想定しています。
- 接続料算定上、レートベースの増加に伴う報酬の上昇の一要因は自己資本比率が高いことであるため、現状の自己資本比率の在り方が算定上適切かどうかを議論する必要があり、NTT東西殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和6年度の接続料の改定等）の意見募集（以下、「令和6年度認可申請意見募集」といいます。）における総務省殿の考え方18「次期算定期間における加入光ファイバ接続料の算定方法に係る議論においては、NTT持株との関係における資本調達の実態について、議論に必要な範囲で明らかにされることが適当」の通り、まずは日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT持株殿」といいます。）とNTT東西殿の資本調達の実態を明らかにし、現状の算定で用いる自己資本比率が適正な値かを確認、議論することが必要と考えます。
- なお、自己資本比率の在り方については、令和6年度認可申請意見募集の際の当社意見の通り、現状のNTT東西殿の算定期間に用いる自己資本比率は最適化が図られていない状況であり、NTT持株殿とNTT東西殿の事業リスクを勘案すれば、NTT持株殿の自己資本比率以下の値が加入ダークファイバの接続料算定上は適正な値と考えます。

【ソフトバンク株式会社】

意見97

- 令和7年度以降の接続料の適正化に向けて、報酬のあり方、資本構成比率に関する議論を開始することを要望。

- 光ファイバは、テレワークの進展やAIの活用が広まる中、国民生活にとって必要不可欠なアクセスインフラであり、ボトルネック設備であるNTT東・西殿の加入光ファイバの重要性は一層高まっています。
- そうした中、接続事業者による加入光ファイバの更なる利用を促進するためには、加入光ファイバの接続料水準の低廉化を図ることが重要と考えます。
- 一方、昨今の金利上昇の影響を受けた報酬額の上昇や物価高騰を受けたコスト上昇等により、令和7年度以降も接続料の値上がりが見込まれる状況です。SNC殿からのご意見（「令和5年度接続料においては、大幅な値上げがなされ、今後も報酬水準等の上昇が見込まれる中、接続料の適正化による競争の活性化の議論が必要。」）にもありますとおり、接続料の適正化に向けた議論が必要と考えます。具体的には、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案（将来原価方式に基づく令和6年度の接続料の改定等）」に対する意見及びその考え方意見18において弊社より意見提出した報酬の在り方、資本構成比率に関する論点・考え方等を含め、本会合にて早急に議論を開始し、接続料の上昇が見込まれている令和7年度以降の適用接続料について見直しが行われるよう検討を深めることが必要と考えます。
- なお、実際費用方式における報酬については、当該答申考え方18において「実際費用方式の考え方からは、NTT東日本・西日本が、NTT持株との関係において、接続料算定上見込んでいる報酬より低廉なコストで資本調達できている場合等には、その実態を考慮した算定方法も含めて検討することが適当と考えます。次期算定期間における加入光ファイバ接続料の算定方法に係る議論においては、NTT持株との関係における資本調達の実態について、議論に必要な範囲で明らかにされることが適当と考えます。」と示されているとおり、NTT東・西殿の資本調達の実態について早急に明らかにし、令和7年度以降の適用接続料について見直しが行われるよう報酬の在り方について検討することが必要と考えます。

考え方97

- 加入光ファイバの接続料の算定方法等に関する御意見については、参考として承ります。

無

	【KDDI 株式会社】	
意見98	<p>● これまで、「システム意見交換会」等の対応を通じて接続事業者の要望を伺い、使いやすさや安全性のほか、限りある経営資源の有効配分の観点からシステム開発内容・費用の最適化に向けて取組を進めてきた。今後も、接続事業者の意見も踏まえ、システム開発費用の更なる適正性・透明性の確保に向けて、一層の情報提供や相互のコミュニケーションの活性化に努めていく考え。</p> <p>○ 当社はこれまで、接続に係る利用者の利便の向上及び電気通信事業の円滑な運営を図るため、接続関連システムの開発費の適正性・透明性の確保に向け、「システム意見交換会」等の対応を通じて接続事業者様のご要望をよくお聞きし、使いやすさや安全性のほか、限りある経営資源の有効配分の観点からシステム開発内容・費用の最適化に向けて取組を進めてきたところです。今後も、接続事業者様からのご意見も踏まえ、システム開発費用の更なる適正性・透明性の確保に向けて、一層の情報提供や相互のコミュニケーションの活性化に努めていく考えです。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	考え方98
意見99	<p>● これまで、「システム意見交換会」や各接続事業者様との個別協議等を通じて、開示可能な情報について接続事業者様に対し開示を行ってきたところであり、個別の情報開示に当たっては本報告書（案）の内容も踏まえ、具体的な手続き等について接続約款に規定する考え。また、開示する情報については、今後も必要に応じ見直しを含めた検討をしていく考え。</p> <p>○ 当社はこれまで「システム意見交換会」や各接続事業者様との個別協議等を通じて、開示可能な情報について接続事業者様に対し開示を行ってきたところであり、「接続料の算定等に関する研究会」（第81回）の当社資料（資料81-6）で述べたとおり、「システム意見交換会」等の場における情報開示の更なる拡充を検討しているところです。個別の情報開示にあたっては本報告書（案）の内容も踏まえ、具体的な手続等について接続約款に規定する考えです。また、開示する情報については、今後も必要に応じ見直しを含めた検討をしていく考えです。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	考え方99
	<p>○ 貴社において行う「システム意見交換会」等の対応により、接続事業者の要望に応じた改修内容の見直しが行われた事例もある等、評価すべきと考えられる点もある一方で、貴社から提示された情報については、開発・改修する機能ごとの詳細なコストが開示されておらず、接続事業者が当該機能・費用の必要性・合理性を判断するために十分とは言えないこと等の課題があったと考えます。</p> <p>○ 貴社においては、接続関連システム経費の更なる適正性・透明性の確保に向け、本報告書の取りまとめ以降も、接続事業者からの要望について真摯に聴取する等の事業者間協議における取組により改善を図っていくことが適当と考えます。</p>	無

	<p>具体的に規定することが適當と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その上で、開示する情報については、接続事業者・関係団体との協議を進め、その意見・要望を十分考慮しながら、今後も必要に応じて見直していくことが適當と考えます。 	
意見100	<ul style="list-style-type: none"> ● システム開発費の更なる効率化・コストの最適化に向け、引き続き、効率的なシステム調達に向けた取組および接続事業者に対し丁寧な説明を行っていく考え。 ● 開発スケジュールについては、接続事業者の意見の取りまとめ・再検討に時間を要するため、他の接続事業者への影響等も踏まえつつ、接続事業者の理解を得ながら進めていく考え。 	考え方100
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社はこれまで、システム開発費の更なる効率化・コストの最適化に向け、複数社からの相見積の取得のほか、調達先が特定のベンダになる場合も目標価格を設定し、委託先ベンダから提出された見積内容を検証するとともに、既存機能の流用等を含む代替案を提示するなどの取組を行ってきたところですが、引き続き、効率的なシステム調達に向けた取組を継続する考えであり、今後も接続事業者様に対し丁寧な説明を行っていく考えです。 ○ 開発スケジュールについては、「接続料の算定等に関する研究会」(第81回)における当社資料（資料81-6）で述べたとおり、接続事業者様のご意見の取りまとめ・再検討に時間を要することから、他の接続事業者様への影響等も踏まえつつ、接続事業者様のご理解を得ながら進めていく考えです。 <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 開発スケジュールについては、調整を行うことによる具体的な支障について、貴社が十分な説明を行うことを前提に、全ての接続事業者に影響があることに留意しつつ、接続事業者間で協議を行い、合意を得て対策を進めることが適當と考えます。

・第8章 加入光ファイバ等の提供遅延の改善

意見	考え方	修正の有無
2. 議論の経過		
意見101 ● 構成員からの意見及び報告書案の考え方に対する賛同。	考え方101	
<p>○ 左記の指摘（事務局注）に賛同します。また、当協会が本研究会第83回で指摘しましたように、「ミクロでは、改善・克服すべき課題が依然として存在」しており、考え方にあります「NTT東日本・西日本においては、個別事象という説明にとどまるのではなく、克服すべき課題の解決のために引き続き接続事業者等との協議を継続し、原因を具体的に特定した上で、必要な対策を講じることが適当」という考えに賛同します。</p> <p>(事務局注：2. 議論の経過（2）主な意見② 構成員からの意見 ・また、もう少し平面的ではなくて構造的に問題把握したいと思う。申込から開通の幾つかの工程での県別等のデータをまず広く見て、改善策も含めてこれから見ていく必要があるのではないか。また、データを見ていると、特定の県や地区で非常にほかと違った遅れの大きいところがあるので、深掘りして、工程のどの部分で大きな問題が起こって、東西の差や地域の差で大きな負担をユーザーに課すようなことが起こっているのか、少し深掘りした議論も必要だと思う。総務省においても、議論の進め方を検討いただきたい。)</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】		
意見102 ● 報告書案の内容に賛同。	考え方102	
<p>○ 第八次報告書（案）の内容に賛同します。</p> <p>○ 第八次報告書（案）のとおり、NTT東殿・NTT西殿においては、個別事象という説明にとどまるのではなく、克服すべき課題の解決のために引き続き接続事業者等との協議を継続し、原因を具体的に特定した上で、必要な対策を講じていただくことを要望します。</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
【中部テレコミュニケーション株式会社】		
3. 考え方		
意見103 ● 標準対応期間順守率の低い地域や、納期が非常に長期化するケースが存在するなど、依然として課題が残る状況であるため、改善に向けて引き続きの対応を要望。	考え方103	
<p>○ 前述（事務局注）のとおり、NTT東・西殿の加入光ファイバの重要性は一層高まっており、接続事業者による加入光ファイバ利用の更なる円滑化を図ることで、公正競争環境を一層整備し、ひいては利用者利便の向上につなげていくことが重要です。</p> <p>○ 加入光ファイバ等の提供遅延については、NTT東・西殿の改善に向けた取組み（工事管理体制・リソースの確保・情報開示等）により一定の効果があったものと考えます。</p> <p>○ 一方で、標準対応期間順守率の低い地域や、納期が非常に長期化するケースが存在するなど、依然として課題が残る状況であるため、改善に向けて引き続き対応いただくことを要望いたします。</p> <p>(事務局注：KDDI株式会社意見97)</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 光ファイバの提供遅延に関して、NTT東日本・西日本においては、個別事象という説明にとどまるのではなく、克服すべき課題の解決のために引き続き接続事業者等との協議を継続し、原因を具体的に特定した上で、必要な対策を講じることが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省としても、フォローアップを実施の上、NTT東日本・西日本及び接続事業者等による状況の改善に不十分な</p>	無
【KDDI株式会社】		

	点があれば、その要因を検証した上で、更なる対応を検討していくことが適当と考えます。	
意見104	考え方104	
<ul style="list-style-type: none"> ● 加入光ファイバ等の提供遅延について、マクロでは改善傾向にあると認識しており、NTT東日本・西日本の対応に感謝。 ● 他方で、ミクロでは、改善・克服すべき課題が依然として存在することから、これらについて実効性のある対策を講じる必要があると示されたことに賛同。 ● さらに、報告書（案）で示されたように「中間回答」を接続約款上の申込手続として明文化すること等に加え、接続事業者の予見性を確保する観点から、標準的納期を接続約款に規定することが必要。 ● また、固定ブロードバンドサービスが国民生活に不可欠である基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）に位置付けられており、国民にとってライフラインとなっている現状に鑑み、新築マンション向け工事の迅速化や、ブロードバンドサービスの利用者利便に資するため適時適切な情報提供が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 加入光ファイバ等の提供遅延について、全体としては一定程度改善しつつあると認識しております。他方で、報告書（案）の「3. 考え方」において、「構成員からも、改善の方向は評価しつつも、利用者の負担を勘案して、さらなる改善を早急に行っていくべきであるという指摘や、NTT東日本・西日本と接続事業者との間に情報の非対称性があることを踏まえて、情報提供や予見可能性向上の観点についてもさらなる改善が期待されるという指摘、問題を構造的に把握する必要があり、特に地域差等について、原因や改善策について深掘りした議論の必要性があるという指摘、コロケーションに関する接続事業者等の要望に関して対応を検討すべきといった指摘が寄せられた」ことに関し、「ミクロでは、改善・克服すべき課題が依然として存在することから、これらについて実効性のある対策を講じる必要がある」と示されたことに賛同いたします。引き続き、電気通信事業者が安定的なサービスを提供するためにも、提供納期の状況については総務省殿において継続的に注視いただくことが必要と考えます。 ○ さらに、コロケーション等の提供遅延については、報告書（案）で示されたように「中間回答」について「接続約款上の申込手続として明文化することで、NTT東日本・西日本及び接続事業者間の適切な運用を確保すること」等に加え、接続事業者の予見性を確保する観点から、標準的納期を接続約款に規定することが必要と考えます。 ○ また、令和4年の電気通信事業法の改正により、固定ブロードバンドサービスが国民生活に不可欠である基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）に位置付けられ、国民にとってライフラインとなっている現状に鑑み、新築マンション向け工事の迅速化や、固定ブロードバンドサービスの利用者利便に資するため提供可能時期、工事実施日等について適時適切な情報提供を行っていただくことが必要と考えます。 ○ なお、報告書（案）の「1. 検討の経緯」においても説明されているとおり、「接続約款に基づく標準的期間の遵守状況は、接続事業者・卸先事業者の提供するFTTHアクセスサービス等の電気通信役務の利用者への提供開始までのリードタイムに直結し、利用者利便にも大きな影響がある問題」です。 ○ したがって、標準的期間を適正化することは、接続事業者・卸先事業者の立場ではなく利用者利便の観点から極めて重要な課題であり、構成員の指摘にある「やはり最終的に多くの利用者の方々に迷惑、負担を強いることになるので、できるだけ早急に、改善していくかという点を考える必要がある。情報提供や予見性についても、まだまだできることがあるのではないか」との観点から対応いただくことが必要です。 ○ 例えば、シェアドアクセスに関しては、開通工事の工程が分岐端末回線の工事のみであれば比較的納期が短い期間で完了しますが、主端末回線の新設が必要となる場合には工事期間が長引くケースが多くなるた 	○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ コロケーション等の提供遅延に係る接続事業者からの具体的な要望については、NTT東日本・西日本において真摯に聴取し、対応を検討することが適当と考えます。 ○ 光配線区画の規模や統合状況に関する御意見については、参考として承ります。	無

<p>め、分岐端末回線のみで工事が完了できる環境が適正に整備されていることが重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 分岐端末回線のみで工事が完了するかについては、主にNTT東日本・西日本殿が設定されている光配線区画の設定状況（1つの主端末回線から配線できるカバー範囲）に依存するため、光配線区画内の平均的な世帯数が多い方が、工事が短期間で完了しやすくなります。したがって、光配線区画内の世帯数については過少にならないように光配線区画の統合を進めるなどの見直しを継続的に行っていただくことが、納期遅延を防ぐ意味でも重要です。 ○ これまでNTT東日本・西日本殿においては光配線区画の統合が行われておますが、光配線区画の統合の進捗については接続事業者からは詳細が不明であり、近年は研究会での議論も行われていないことから、光配線区画の統合状況や、区画内の世帯数、収容率等の実績について情報開示を行っていただき、工事納期の観点からも光配線区画の設定状況の適正性についてご確認いただくことが適当であると考えます。 <p style="text-align: center;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	
<p>意見105</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東日本・西日本の運用の統一化について、課題の解消に向けて引き続きNTT西日本と協議を行っていく所存。総務省に対して、協議状況を継続的に把握するとともに協議が停滞する等の場合には必要に応じ働きかけを要望。 <ul style="list-style-type: none"> ○ NTT東西殿の運用の統一化については、「一部について運用の統一化が行なわれた旨」報告されていますが、NTT西日本殿において入線工事と開通工事が必要となる場合、納期回答後に入線工事を経ずに開通工事の稼働取得の調整が可能となったものの、本研究会第82回（令和6年3月29日）での当社資料の通り、次のような別の課題が生じております。当社としては差分の解消に向けて引き続きNTT西日本殿とは協議を行ってまいりますが、総務省殿におかれでは、協議状況を継続的に把握するとともに、協議が停滞する等の場合には必要に応じNTT西日本殿への働きかけを要望します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT西日本殿から接続事業者へ従来になかった入線工事が可能となる時期の目途の確認が行われる ・ 入線工事日の目途が立たない場合に納期回答日が変更される ・ 入線工事日調整のため、候補日が提示されるが開通工事の直前になりお客様調整が困難となるケースがある <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>考え方105</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 御意見の点も含め、接続事業者等から具体的な課題が提起された点を中心に、引き続き、具体的な改善に向けた協議・取組をNTT東日本・西日本及び接続事業者の双方で進めていくことが適当と考えます。 ○ 総務省としては、フォローアップを実施の上で、NTT東日本・西日本及び接続事業者等による状況の改善に不十分な点があれば、その要因を検証した上で、必要に応じて検討を行うことが適当と考えます。
<p>意見106</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 局舎移転の手続き期間や切り替えの手法に関するルール整備を要望。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 局舎移転においては、現在、移設手続きが行われている局舎においては手続きの開始から切替完了までのスケジュールが約2年とタイトな局舎もあります。今後、移設手続きの開始が予定されている局舎については、現状、一定程度の手続き期間が設けられているもののルール化にまで至っていません。また、切替の手法についても移設のための回線切替が複数回に及ぶことが計画されている場合などもあり回線の利用者であるお客様への負担がかかることから、不測の事態を避けるためにも一定のルール整備が行われるべきと考えます。 <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>考え方106</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NTT東日本・西日本の局舎移転について、接続事業者の予見性確保に留意し、まずはNTT東日本・西日本と接続事業者間において、適切に対応を進めることが適当と考えます。
<p>意見107</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今後も引き続き、接続事業者との協議を進め、納期の改善に努めていく考え。 ● 標準対応期間遵守率について全体的に改善傾向に向かっているものと認識している一方、地域ごとの状況については、引き続き改善に取り組む必要があると考えており、総務省のメリハリの利いたフォローアップの 	<p>考え方107</p>

<p>下、引き続き改善に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社はこれまで、提供遅延の状況の改善に向け、接続約款に規定する標準対応期間を遵守し、開通までの期間短縮に係るお客様や接続事業者様のご要望にお応えするため、受付システムの提供や機能拡充、設備検討の効率化、稼働逼迫エリアへの稼働支援等の各種取組を実施してきたところです。 ○ 加えて、更なる運用の効率化・統一化やシステム化の検討、接続事業者様への情報開示の改善等に努めているところであり、接続事業者様との協議を重ね、需要計画の精度向上、申込の平準化、申込不備の低減、申込キャンセルの抑制等についても改善に取り組んでいただいているところです。今後も引き続き、接続事業者様との協議を進め、納期の改善に努めていく考えです。 ○ 当社としては各種施策を実施することで、標準対応期間遵守率について全体的に改善傾向に向かっているものと認識しておりますが、一方で地域ごとの状況については、引き続き改善に取り組む必要があると考えていることから、データを活用した迅速な遅延要因（工程）の特定や、業務フローの見直しなどの実効性のある対策も含め、総務省殿のメリハリの利いたフォローアップの下、引き続き改善に努めていく考えです。 <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入光ファイバ等の提供遅延について、貴社からの報告内容及び接続事業者等へのヒアリング結果から、マクロ的な視点としては改善傾向にある一方、ミクロ的視点では、例えばシングルスター方式の標準的期間遵守率等に係る地域格差等の改善・克服すべき課題が依然として存在することから、貴社においては、本報告書案のとおり、個別事象という説明にとどまることなく、克服すべき課題の解決のために接続事業者等との協議を継続し、原因を具体的に特定した上で、更なる対応を検討していくことが適当と考えます。 ○ 総務省においては、フォローアップを実施の上で、貴社及び接続事業者等による状況の改善に不十分な点があれば、その要因を検証した上で、更なる対応を検討していくことが適当と考えます。 	無
<p>意見108</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 具体的なエリアごとの納期回答の逼迫状況について、月に一度、接続事業者様向けに光ファイバ開通申込受付システムにて自主的に開示してきたところ、本報告書（案）の内容を踏まえ、本運用について、接続約款に規定することについて検討していく考え。 ○ 現在、接続事業者様の申込段階での予見性を確保する目的で、具体的なエリア毎の納期回答の逼迫状況について、月に一度、接続事業者様向けに光ファイバ開通申込受付システムにて自主的に開示してきたところです。本報告書（案）の内容を踏まえ、本運用について、接続約款に規定することを検討していく考えです。 <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>考え方108</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 	無
<p>意見109</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一部の接続事業者から要望のある電源設備及び空調設備に係る予見可能性の向上について、本報告書（案）の内容を踏まえ、本運用について接続約款に規定することを検討していく考え。 ● 局内光ファイバの納期遵守率は、全体的には改善傾向。部材枯渇以外の要因については、実態や遅延の要因に応じて、当社内の運用の改善のみならず、接続事業者にも協議等を通じて申込を平準化いただく等、協力を得ながら、改善を行っていく考え。 ○ 一部の接続事業者様からご要望いただいている電源設備及び空調設備に係る予見可能性の向上については、自主的に「中間回答」の運用を新たに開始する等の取組を行ってきたところですが、本報告書（案）の内容を踏まえ、本運用について接続約款に規定することを検討していく考えです。また、要望元の接続事業者様と引き続き協議の上、事前照会手続の活用や改善等の対応も検討していく考えです。 ○ 局内光ファイバについては、当社はこれまで遅延要因について構造的な問題に対しての取組を進めてきたとこ 	<p>考え方109</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ また、予見可能性の向上は極めて重要な論点であるところ、貴社においては、事業者間で事前照会手続等の活用や改 	無

ろです。一例として部材枯渇の解消においては、局内光ファイバの提供に用いる物品の納期について、確保すべき物品ラインナップの定期的な見直しや、サプライヤの最大製造能力の引き上げ交渉、物品納期の明確化などの各種取組を進めてきた結果、令和4年度第2四半期以降、部材枯渇は起きておらず、局内光ファイバの納期遵守率は、全体的には改善傾向にあります。また、部材枯渇以外の要因については、当社としても分析を進めているところであります、その実態や遅延の要因に応じて、当社内の運用の改善のみならず、接続事業者様にも協議等を通じて申込を平準化いただく等、協力をいただきながら、改善を行っていく考えです。

【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】

善を含めた検討を行う等、電源設備及び空調設備について計画的な増設に向けた対応を検討すべきと考えます。

- 局内光ファイバの提供については、標準的期間（1ヶ月半）を遵守出来ていないケースが多数あるため、貴社においては、引き続き、運用の実態を確認した上で、構造的な原因がある場合には、その内容に応じて具体的な改善策を示すべきと考えます。

意見110

- 提供遅延及びその改善の状況について、メリハリのついたフォローアップを行うために要請内容を見直すことに賛同。
- 直近においては、標準対応期間遵守率について、全体的に改善傾向に向かっているものと認識しており、その遵守率が10割を継続している機能もあることから、メリハリのついたフォローアップを行うために要請内容を見直すことに賛同いたします。

考え方110

- 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。

無

【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】

・第9章 市場変化に対応した外国政府等との協定等に関する見直し

意見	考え方	修正の有無
3. 考え方		
意見111 <ul style="list-style-type: none"> ● 電気通信事業法第40条に基づく認可対象の見直しの内容について賛同。 ● 見直し後の運用等について定期的に検証し、引き続き認可が必要不可欠か、対象範囲の縮小や届出制への移行が可能であるか等について検討することを要望。 	考え方111	
<input type="radio"/> 電気通信事業法第40条に基づく認可対象の見直しの内容について、賛同します。 <input type="radio"/> 今回の見直しを行った後の運用等について定期的に検証し、電気通信事業法第40条の目的に立ち返り引き続き認可制が必要不可欠か、対象範囲の縮小や届出制への移行が可能であるか等について検討していただきたいと考えます。	<input type="radio"/> 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 <input type="radio"/> 総務省においては、認可対象の見直し後の状況を確認し、必要に応じて更なる見直しについて検討することが適当と考えます。	無
<p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
意見112 <ul style="list-style-type: none"> ● 國際電話について、事業者ヒアリングにおいて「規制緩和を主軸に認可対象を見直すべき」との意見や「対象を縮小・最小限とすべき」との意見があったことを踏まえ、引き続き不断の見直しの検討を要望するとともに、本報告書案を修正することを要望。 	考え方112	
<input type="radio"/> 「認可対象外とすべきとの意見はなかった」ことを理由に、引き続き認可対象とすることが適當とされていますが、事業者ヒアリングにおいては、「規制緩和を主軸に認可対象を見直すべき」との意見や「対象を縮小・最小限とすべき」との意見が出ていたと認識しています。当該意見を適切に反映し、引き続き不断の見直し検討をお願いいたします、以下のような修文を要望いたします。 『(略) 事業者ヒアリングにおいては、規制緩和を主軸に認可対象を見直すべきとの意見や対象を縮小・最小限とすべきとの意見が出ていたが、國際電話については、現状利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務と考えられるこから、当面認可対象とすることが適當である。 今後、通信手段の多様化による利用の縮小が想定され、利用者の利益に及ぼす影響も変化していくと考えられることから、認可対象については、不断の見直し検討を進めることが適當である。』	<input type="radio"/> 頂いた御意見を踏まえ、本報告書案において、「國際電話の利用状況を踏まえた議論を求める意見はあったが、認可対象外とすべきとの意見はなかった。 以上を踏まえれば、國際電話については、記載していた箇所を、「一部の事業者から、規制緩和に主眼を置いた認可対象の見直しが必要、認可対象は限定すべきとの意見があつた。 以上を踏まえれば、國際電話については、現時点では」と修正します。	有
<p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
意見113 <ul style="list-style-type: none"> ● データローミングを認可対象へ追加するに当たっては、①改正法令の施行日時点で既に締結済みの協定等について、認可申請手続を不要とすること及び②データローミングに係る事後報告について現行の様式による報告を可能とすることの簡便化を要望。その旨を報告書案にも追記することを要望。 	考え方113	
<input type="radio"/> データローミングの認可対象への追加にあたっては、手続きが過度な負担とならないよう、以下の簡便化を要望します。 ① 今回の見直しに関する改正後の法令の施行日時点で既に締結済みの協定等については、認可したものとみなす	<input type="radio"/> 総務省においては、認可対象の見直しに当たり、既に締結済みの協定等については一定期間法令の適用を猶予するな	無

<p>等により認可申請手続きを不要とする</p> <p>② 今回追加されるデータローミングに関する事後報告も、現在の様式第24（外国政府等との協定等の報告）の「サービスの種類」で書き分ける等、新たな様式を追加することなく、現行の様式で報告可能とする</p> <p>以上より、本報告書案＜携帯電話の国際ローミング（音声・データ）について＞の最終段落に続けて、「なお、データローミングを認可対象とする際は、施行時点で既に締結が完了している協定等の認可申請手続きにあっては、改正後の法令によって手続きしたものとみなす等、事業者の負担を軽減することが適当である。また、今回追加されるデータローミングに関する事後報告においても、現在の様式第24（外国政府等との協定等の報告）を活用することが適当である。」と追記いただくことを要望します。</p>	<p>ど、必要と考えられる措置を検討することが適当と考えます。</p> <p>○ 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第五条に基づく報告に係る様式については、事業者の過度な負担とならないよう配慮しつつ、総務省において必要な見直しを検討することが適当と考えます。</p>	
<p>意見114</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 携帯電話の国際ローミングにおける事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更について事後報告のみとすることに賛同。 <p>○ 当社は、携帯電話の国際ローミングにおける事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更について事後報告のみとすることに賛同いたします。</p>	<p>考え方114</p> <p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>○ 相手事業者の意向に依存しない税率又は通貨変更に起因する事業者間精算料金の変更も含め、携帯電話の国際ローミングに関する事業者間精算料金の変更については事後報告のみとすることに賛同します。</p>		
<p>○ 音声の変更に関して、事業者間清算料金の変更のみを内容とする協定等の変更については事前認可の対象ではなく事後報告のみとすることについて、当社としても適当であると考えます。</p>	<p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p>【楽天モバイル株式会社】</p>	
<p>意見115</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際電話について、現在では、自国への通話に係る事業者間精算料金を設定する着信事業者と、着信事業者への通話を取りまとめて事業者間精算料金を設定する中継事業者が複数存在し、それらの間で競争が働く状況にある。「競り合せ」等により事業者間精算料金が不当に高くなる事実は発生しておらず、今後発生するおそれも想定されないため、国際電話についても、事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更については、他の役務と同様に事後報告のみとすべきと考える。 <p>○ 国際電話については、現在、自国への通話に料金を設定する着信事業者と、着信事業者への通話を取りまとめて料金を設定する中継事業者が複数存在し、それらの間で競争が働く状況にあります。また、外国の事業者が独占的な事業者等の場合であっても、「競り合せ」等により事業者間精算料金が不当に高くなる事実は発生しておらず、今後発生する恐れも想定されないため、事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更については、国際電話についても他の役務と同様に事後報告のみとすべきと考えます。</p>	<p>考え方115</p> <p>○ 頂いた御意見を踏まえ、本報告書案において、「事業者間精算料金が不当に高くなる恐れがあることから、事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更であっても、引き続き事前認可の対象とすることが適当である。</p>	有
	<p>一方、」と記載していた箇所を、「事業者間精算料金が不当に高くなるおそれがあったが、現在では、着信事業者と中継事業者との間で競争が働く状</p>	

	況となっており、事業者間精算料金が本当に高くなるおそれがない。 また、「 と修正します。	
意見116 ● 審査基準の見直しに関する本報告書案の考え方方に賛同。	考え方116	
○ 本報告書案の該当箇所（事務局注）の記載は、審査基準が現状より緩和される方向の考え方方が示されていると理解し、その方向性に賛同します。 (事務局注：3. 考え方 ③ その他審査基準について見直しを行う際には、携帯電話の国際ローミングについては、GSMA のルールに基づき事業者間で協定が締結されており、日本の事業者のみが不当に高い事業者間精算料金を設定される恐れがないこと、衛星通信については、IRU 契約により衛星回線を電気通信回線設備として設置する場合には、IRU 契約で使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定が前提となっていること等を踏まえた審査基準とすることが適当である。)	○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。	無

【ソフトバンク株式会社】

・その他

意見	考え方	修正の有無
全般		
意見117 ● 表記等に関する指摘。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 何度も言っちょるけん。 トラヒックとトラフィックの両方なぜ使っちょるけん。 オーダーとオーダーもなぜ両方使っちょるけん。 FTTHと光もなぜ両方使っちょるけん。 バリしつこい奴けん。 自分でも分かっちょる。 だけんどなぜ両方使っちょるけん。 しゃっくりやけんトラフィックを使ってほしいけん。 使わん言うんならトラヒックだけ使え言う話しやけん。 大宗はマニアックすぎやけん。 「原価の大宗を占める」 これは誤用なんよ。 俺知っちょるけん。 金融審議会の「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」（第14回）議事録でも、 誤用や言っちょる人いるけん。 大部分を使つたらいいっちやけん。 難しい言葉好きなん。 どうにかならんの。 	考え方117 <ul style="list-style-type: none"> ○ 御意見を踏まえて、「オーダー」を「オーダー」に、「トラフィック」を「トラヒック」に、「大宗」を「大部分」に表記を統一することとします。 	有
【個人A】		以上